

第3期栃木県食育推進計画
とちぎ食育元気プラン 2020

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 3 月
栃木県

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制	2
5	計画の進行管理	2
※	栃木県における食育推進体制	3
II	食育をめぐる現状と課題	4
1	食に関する意識と実践	4
2	食生活の状況	8
3	県民の健康状態	14
4	農産物の生産状況	17
5	栃木県食育推進計画（第2期）指標の達成状況	18
6	食育をめぐる課題	18
III	基本目標	19
IV	施策の展開と指標	20
1	豊かな食に感謝し親しむ機会を増やします	21
(1)	食育推進運動の展開	21
(2)	学校における家庭・地域と連携した食育の充実	23
(3)	農業体験等食に関する体験活動の促進	25
(4)	多様な暮らしに対応した共食を楽しむ機会の拡大	27
(5)	優れた食文化の継承・発展	29

I はじめに

1 計画策定の趣旨

国は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的に、平成17年6月食育基本法を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって健康で文化的な国民の生活と豊かな活力ある社会の実現を目指しています。

本県においては、食育基本法第17条に基づき、平成18年12月に栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」を策定し、『県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むこと』を食育の基本理念と定め、食育を県民運動として展開するための体制整備や積極的な食育の啓発を中心に、各種施策の推進に努めました。

また、平成23年3月策定の「とちぎの食育元気プラン(第2期)」では、子どもから高齢者まで間断のないライフステージに応じた食育の啓発に努め、各関係機関・団体等とともに食育の「周知から実践へ」を目指して推進を図りました。

その結果、全市町における食育推進計画の作成や推進体制が整備され、食育への意識や食品の安全性への関心の高まりなど、一定の成果を上げることができました。

一方、世帯構造の変化(単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などの増加)やライフスタイルの多様化により食の外部化や簡便化など食生活も多様化してきており、様々な家族の状況や生活環境等に対応した食育の取組が求められています。

また、経済のグローバル化や流通技術の進歩により、世界各地の食品が手軽に入手できるようになり、食においてもグローバル化が進んでいます。一方で豊かな自然や歴史に育まれてきた栃木の食文化の継承や、多彩な農産物を活かした新たな食づくりについても重要性を増してきています。

そこで、これまでの成果や課題、食をめぐる状況、社会情勢等を踏まえ、本県が目指す食育推進の方向性を再確認し、県と県民、市町村、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的に推進していくための指針として、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする新たな第3期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2020」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、本県における食育推進の基本的方向とその実現に向けての具体的施策を明らかにするものであり、食育基本法第 17 条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけています。

なお、県計画の推進については、県の関係各部署が所管する関連計画や、各市町村において策定される市町村食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。

3 計画の期間

この計画は、国の食育推進基本計画や栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」などとの整合性を図るため、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年を計画期間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて、計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

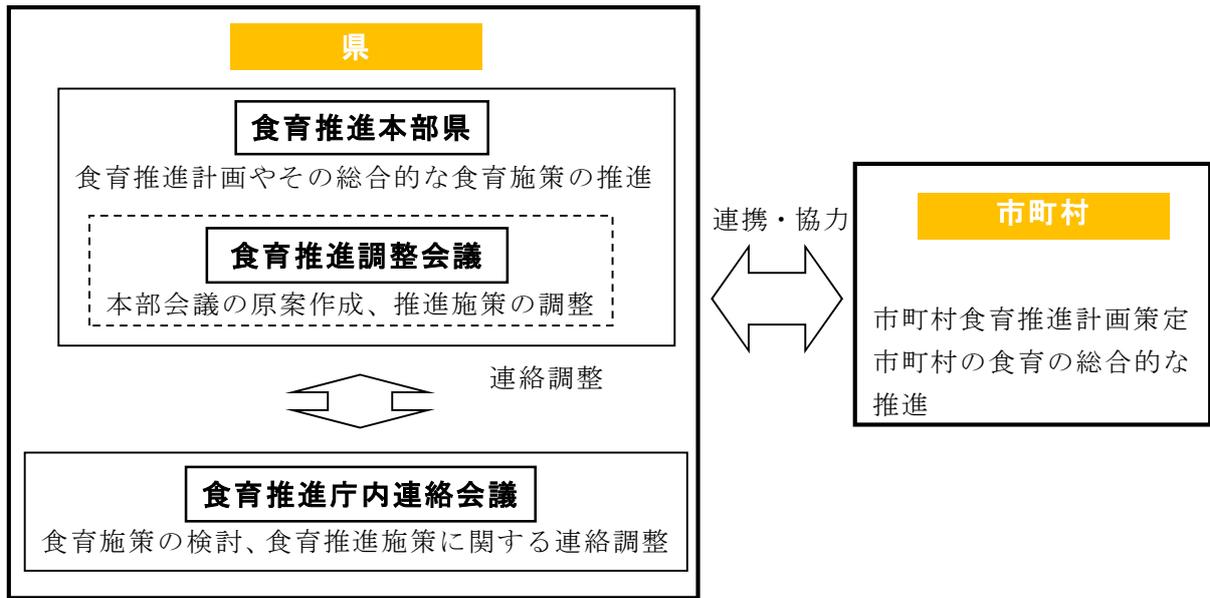
この計画の推進にあたっては、食育に関する機関・団体等で構成する「とちぎ食育推進連絡会」を設置し、関係組織が横断的に連携・協力して取り組むものとします。

また、この計画に基づく取組について、県民、市町村、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれ創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現をめざすこととします(栃木県における食育推進体制図(3 ページ))。

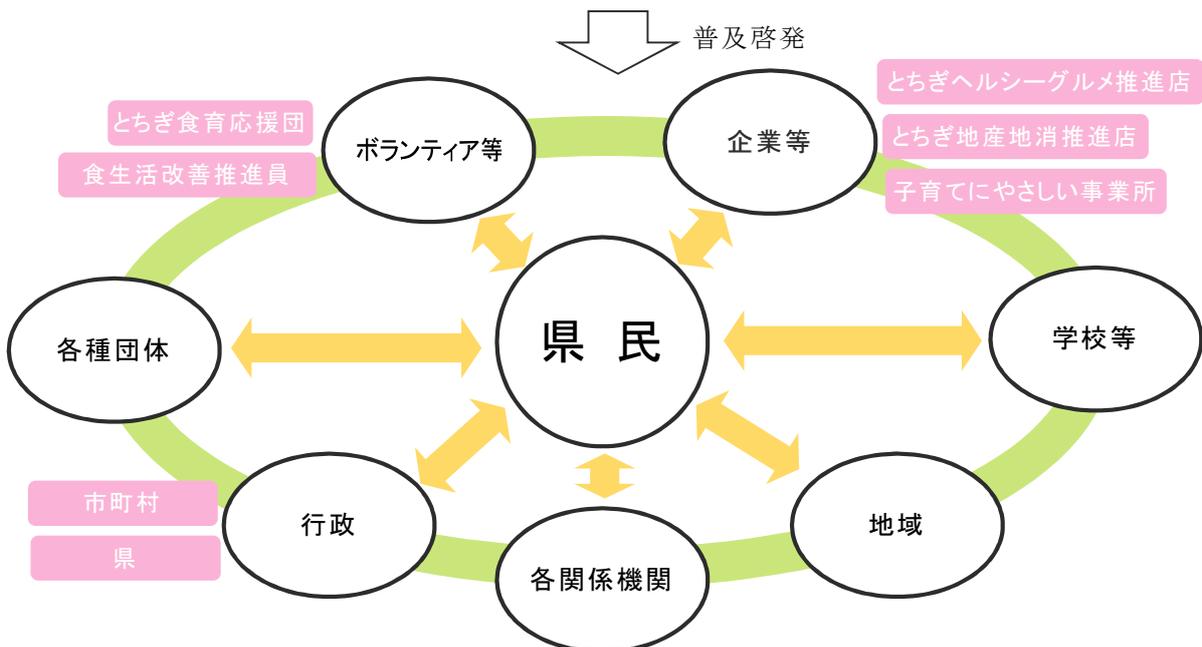
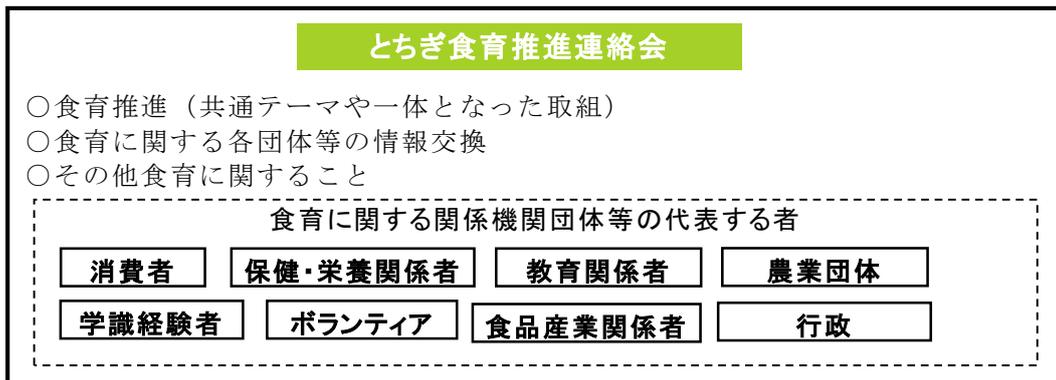
5 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、目標の達成状況も含めてその進捗状況を適切に把握し、「とちぎ食育推進連絡会」等において、その効果等を評価し、施策の見直しや改善に努めます。

栃木県における食育推進体制図



情報提供 ↑ ↓ 支援



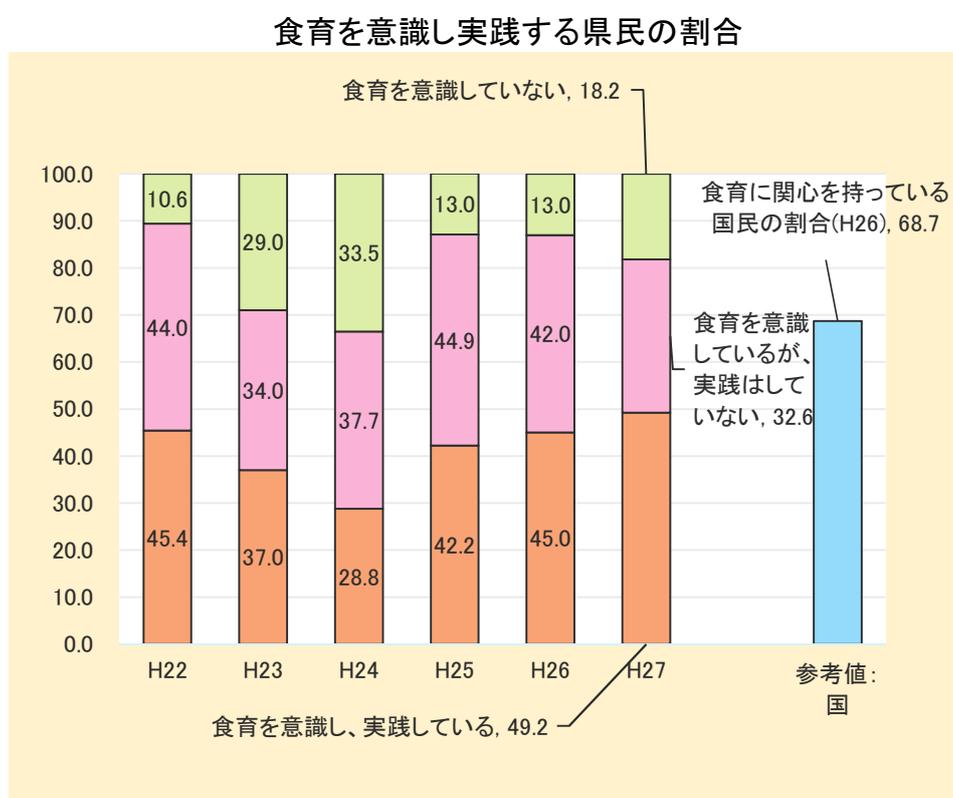
Ⅱ 食育をめぐる現状と課題

1 食に関する意識と実践

(1) 食育に対する意識

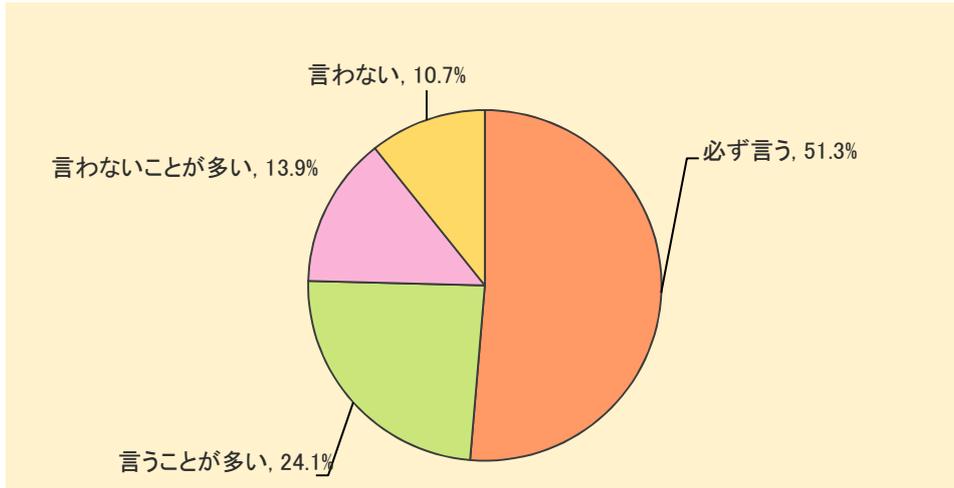
食育を意識している県民の割合は、年次による変動はありますが約7～9割で、このうち食育を意識し実践している割合は約半数です。国の調査においては、食育に関心を持っている国民の割合は約7割であり、食育を意識している県民の割合とほぼ同程度にあると言えます。

また、食への感謝の念につながる取組である「食事の際『いただきます』を言う割合」は回答者全体の約75%となっています。農業体験については、県民の約6割が複数回体験したことがあります。



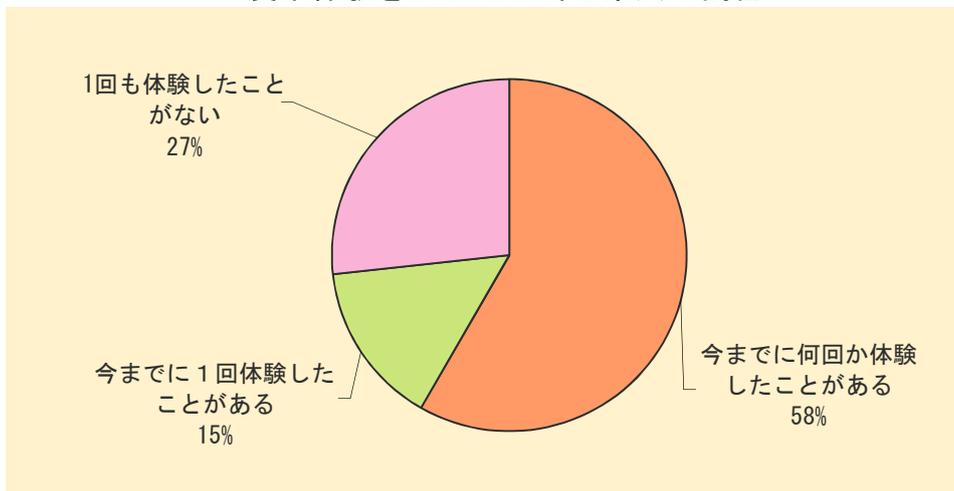
平成22年度～平成27年度とちぎネットアンケート
内閣府 平成26年度食育の現状と意識に関する調査

食事の際「いただきます」を言う県民の割合



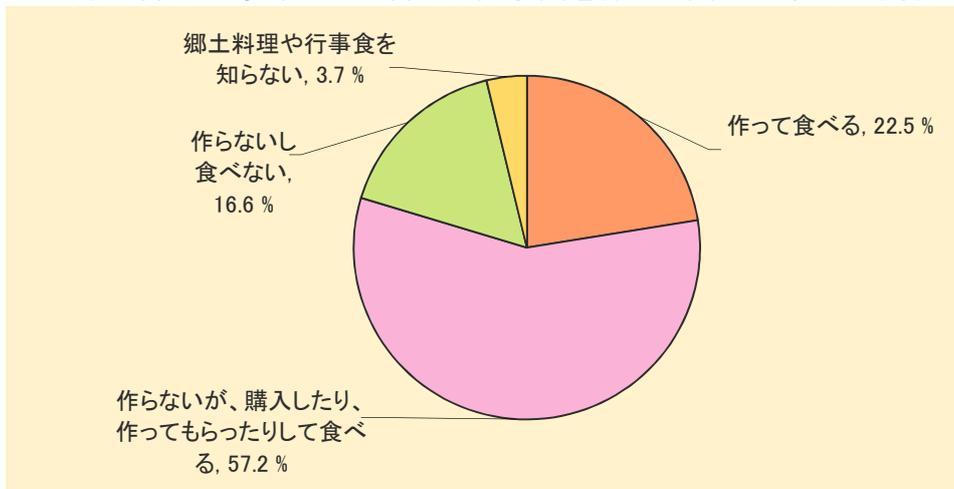
平成 27 年度とちぎネットアンケート

農業体験をしたことがある県民の割合



平成 27 年度とちぎネットアンケート

郷土料理や季節ごとの料理、行事食を作って食べる県民の割合



平成 27 年度とちぎネットアンケート

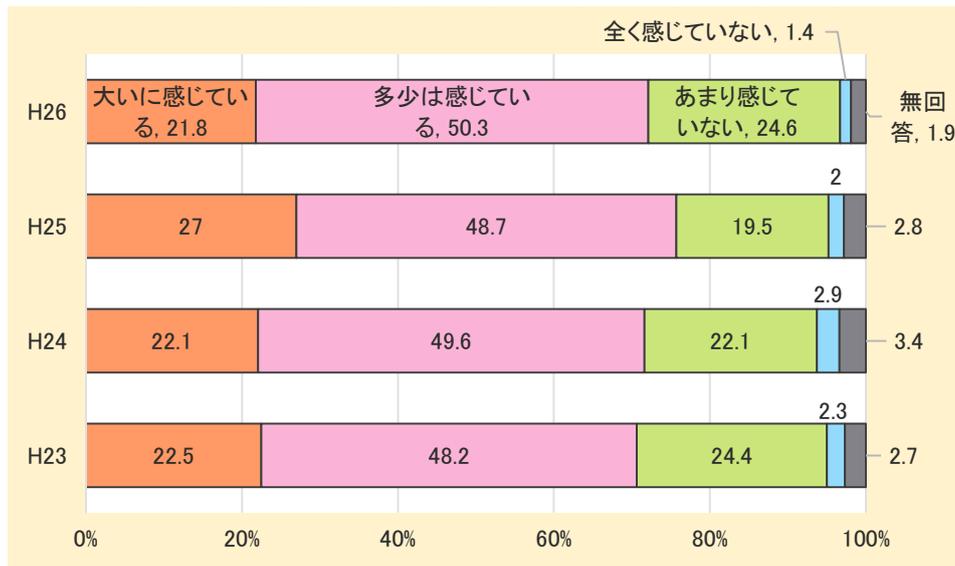
(2) 食の安全性に対する意識

食品の安全性への不安について「大いに感じている」「多少は感じている」と回答した県民は約7割であることから、依然多くの県民が食品の安全性について何らかの不安を感じていると考えられます。

食品の安全性について不安に思うものの内容については、「食品添加物」が6割で最も高く、次いで「残留農薬」、「輸入食品」、「放射性物質」、「食中毒」の順となっています。

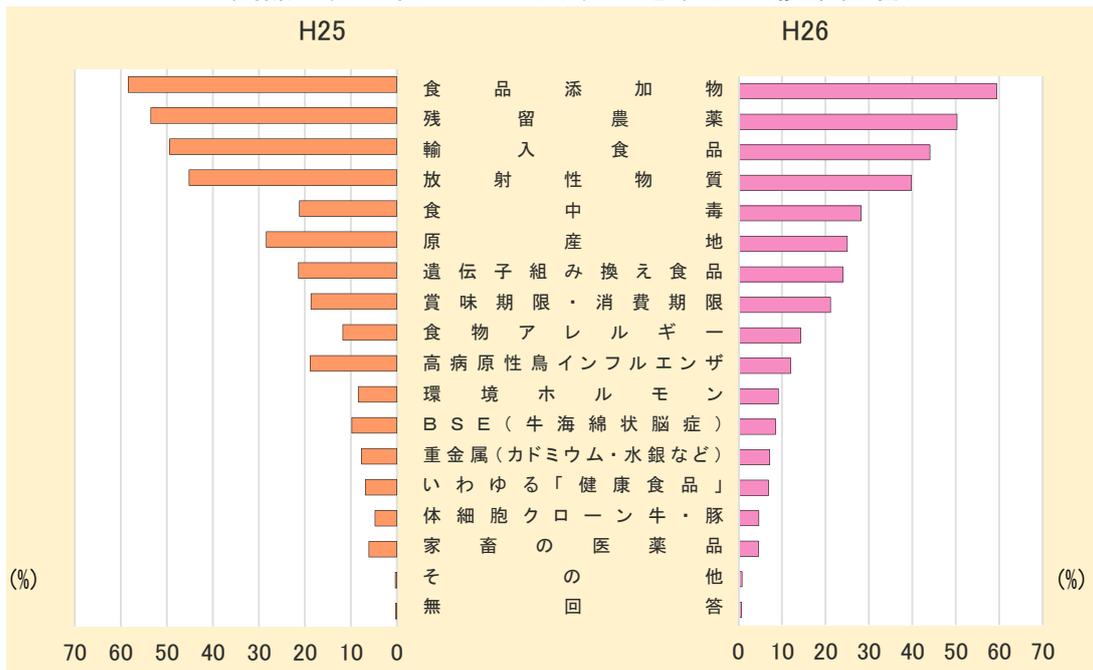
食品安全講習会等は、平成27年度までに累計で19,651名が受講し、平成21年度から比較して約2倍に増加しました。

食品の安全性に不安を感じている人の割合(複数回答)



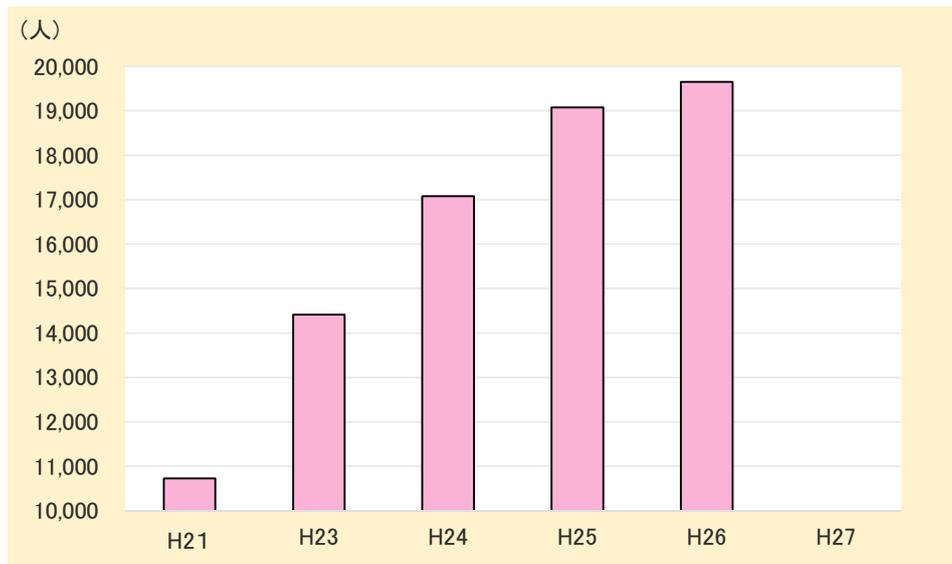
平成23年度～平成26年度栃木県県政世論調査

食品の安全性について不安に思うもの(複数回答)



平成25年度・平成26年度栃木県県政世論調査

食品安全講習会等の受講者数(累計)



生活衛生課調べ

2 食生活の状況

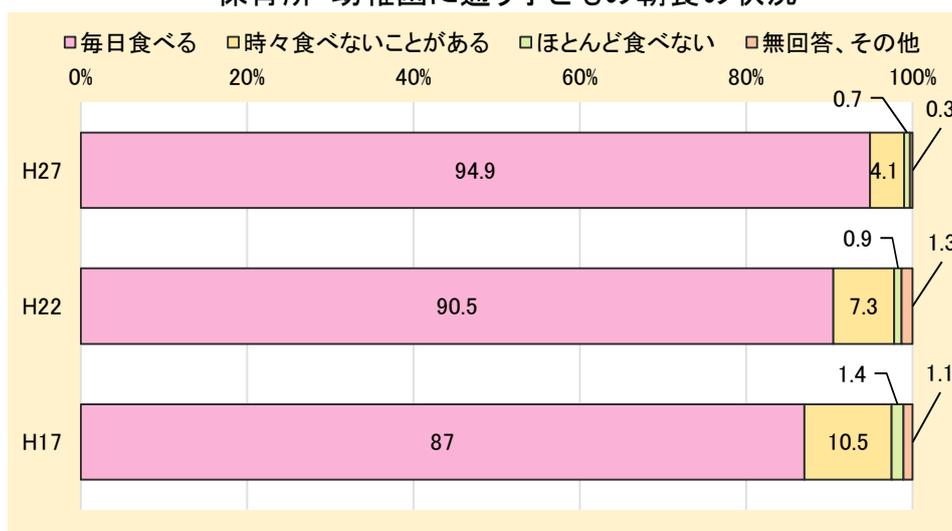
(1) 朝食の摂取状況

保育所等に通う子どものうち、毎日朝食を食べる子どもは94.9%となり、前回調査時より増加しました。

しかし、年齢が上がるとともに、毎朝朝食を食べない児童・生徒が増加する傾向にあります。

成人では、20～30歳代で朝食を食べない割合が高く、特に20歳代の男性の3人に1人、女性の4人に1人が朝食を食べていない状況です。

保育所・幼稚園に通う子どもの朝食の状況



平成 17 年度・平成 22 年度・平成 27 年度子どもと家族の食生活等実態調査

毎朝朝食を食べる児童・生徒の状況

① 小学6年生、中学3年生の朝食の状況



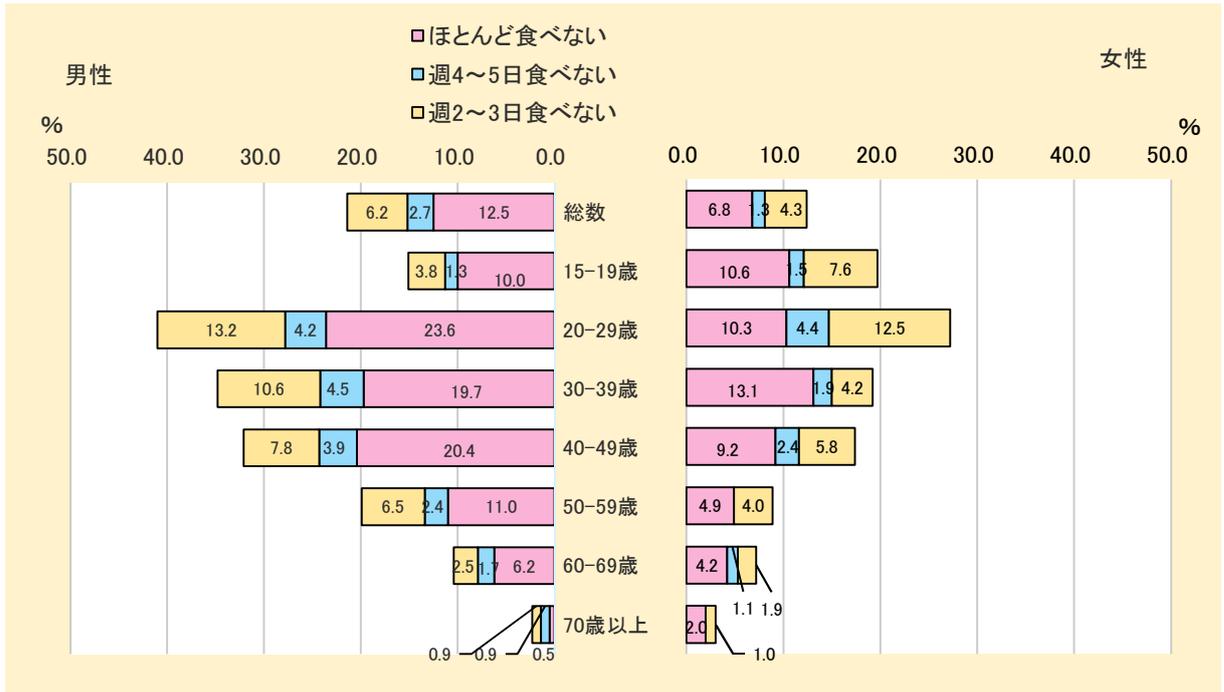
平成 27 年度全国学力・学習状況調査

② 高校3年生の朝食の状況



平成 27 年度本県児童生徒の体力・運動能力調査

朝食の欠食状況(15歳以上、性・年齢階級別)



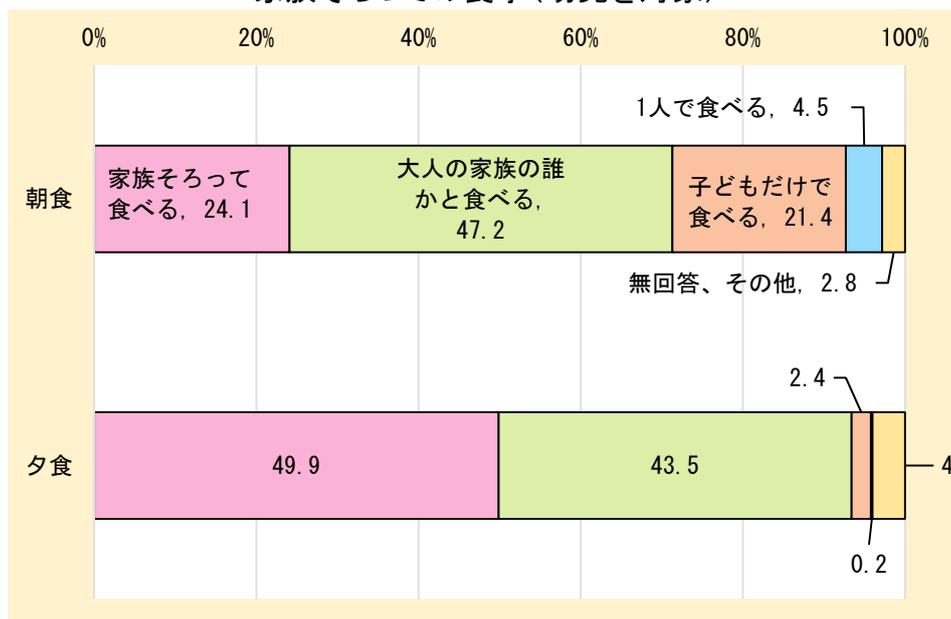
平成 21 年度県民健康・栄養調査

(2) 共食の状況

共食とは、誰かと食事を共にすることです。保育所・幼稚園に通う子どものうち、朝食については「子どもだけで食べる」、「1人」と答えた人は約26%となっています。

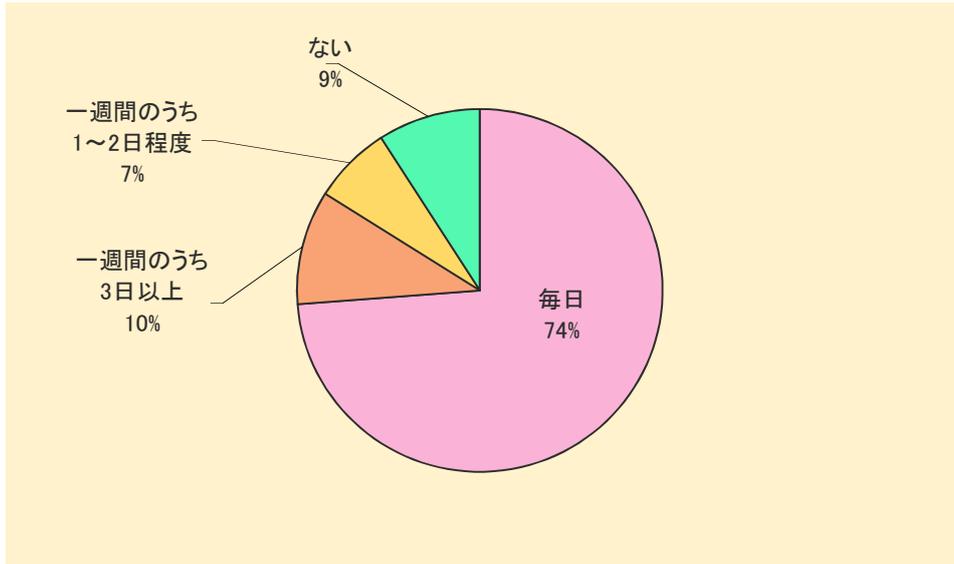
近年、様々な家族の状況や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えていますが、地域や職場などの所属するコミュニティも含めた共食の機会については「毎日」と答えた人が7割以上となっています。

家族そろっての食事(幼児を対象)



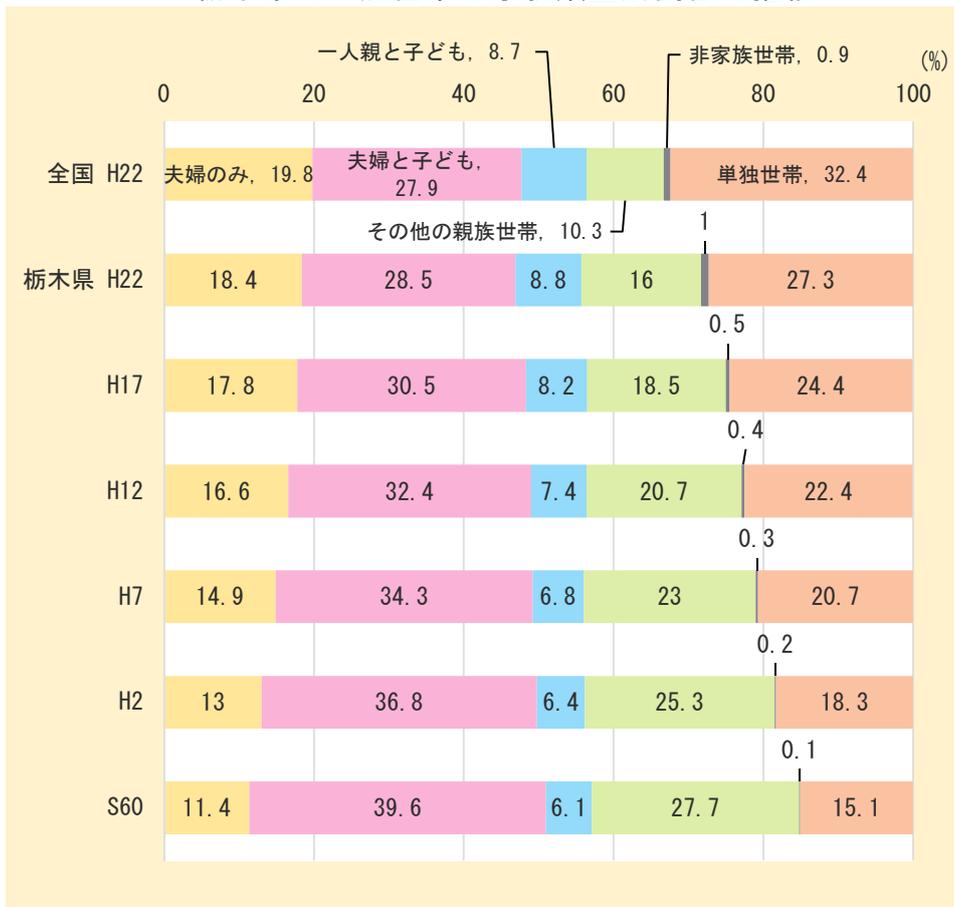
平成 27 年度子どもと家族の食生活等実態調査

家庭や地域、職場の人等と共食する日数



平成 27 年度とちぎネットアンケート

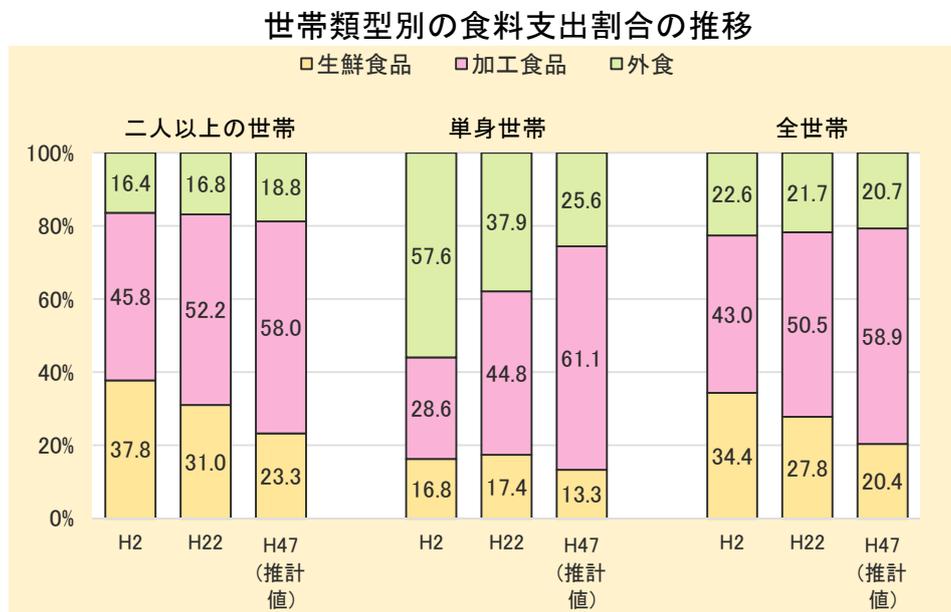
栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移



総務省 国勢調査

(3) 食料の消費構造の変化

女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加など、社会構造やライフスタイルの変化を反映し、食料支出の構成割合をみると、全世帯において生鮮食品から加工食品への移行が進み、食の外部化の進展が見込まれています。



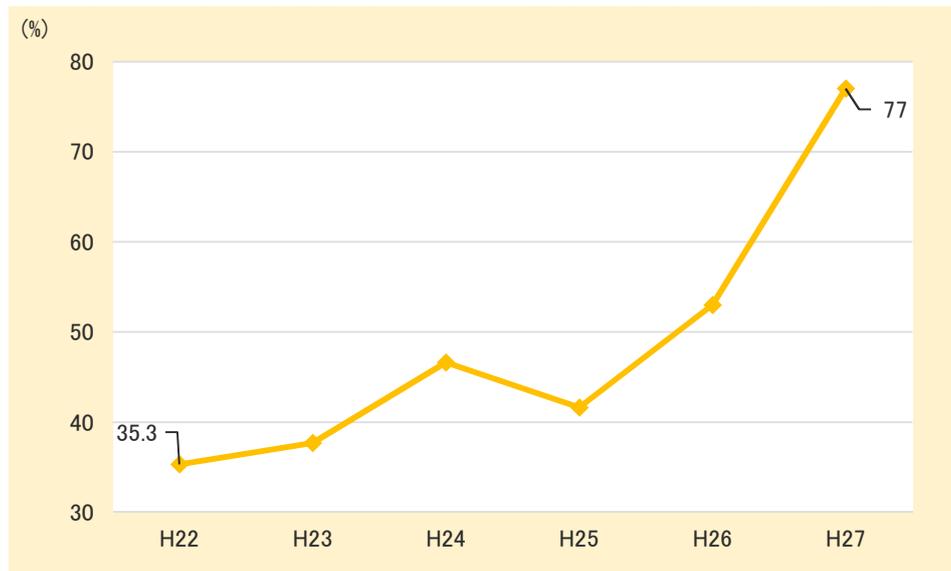
農林水産政策研究所 人口減少局面における食料消費の将来推計

※ 外食は一般外食と学校給食の合計。生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品はそれ以外。

(4) 栄養バランスのとれた食事の状況

栄養バランスについて、書籍やテレビ番組、食事バランスガイド等を参考にメニューを考えたり、選んだりする県民の割合は約7割となり、平成22年度より増加しました。

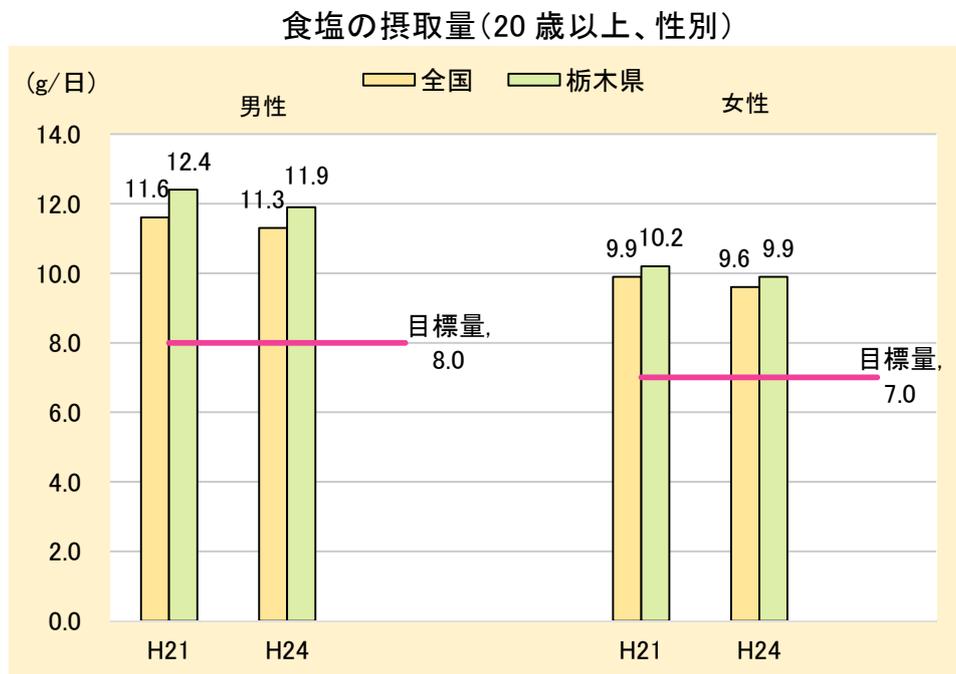
「食事バランスガイド」等を参考にメニューを考えたり選んだりする県民の割合



平成22年度～平成27年度とちぎネットアンケート

(5) 食塩の摂取状況

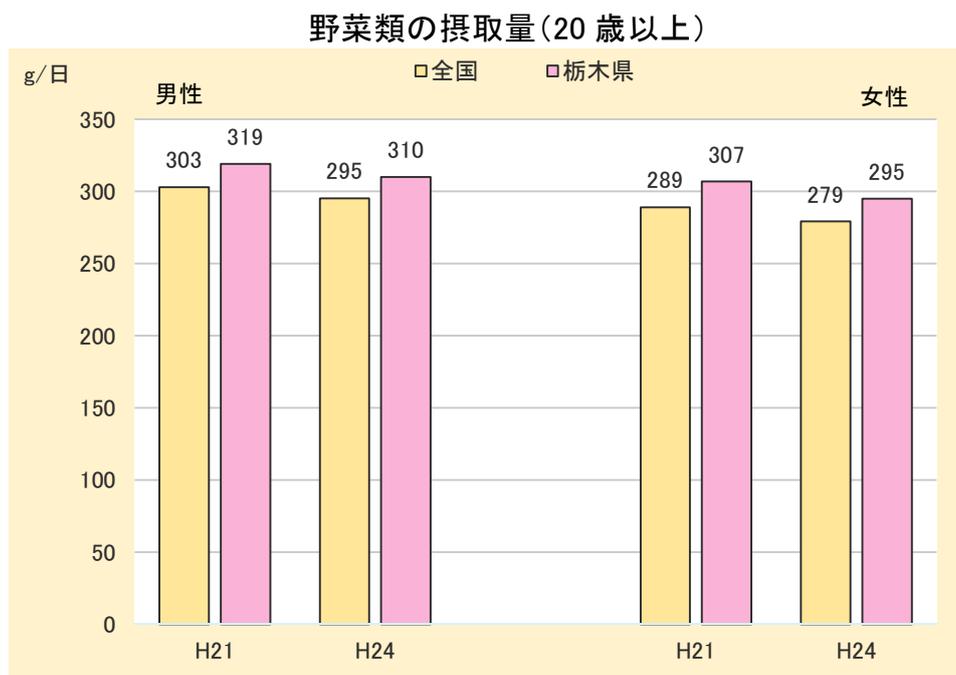
食塩の摂取量は男性で11.9g、女性で9.9gであり、いずれも平成21年度の調査時よりも低い値でしたが、男女とも全国値と比べると、なお、高い傾向にあります。



厚生労働省 平成24年国民健康・栄養調査

(6) 野菜類の摂取状況

野菜類の摂取量は、男女ともに全国値を上回っていますが、成人の1日当たりの望ましい摂取量である350gを下回っています。



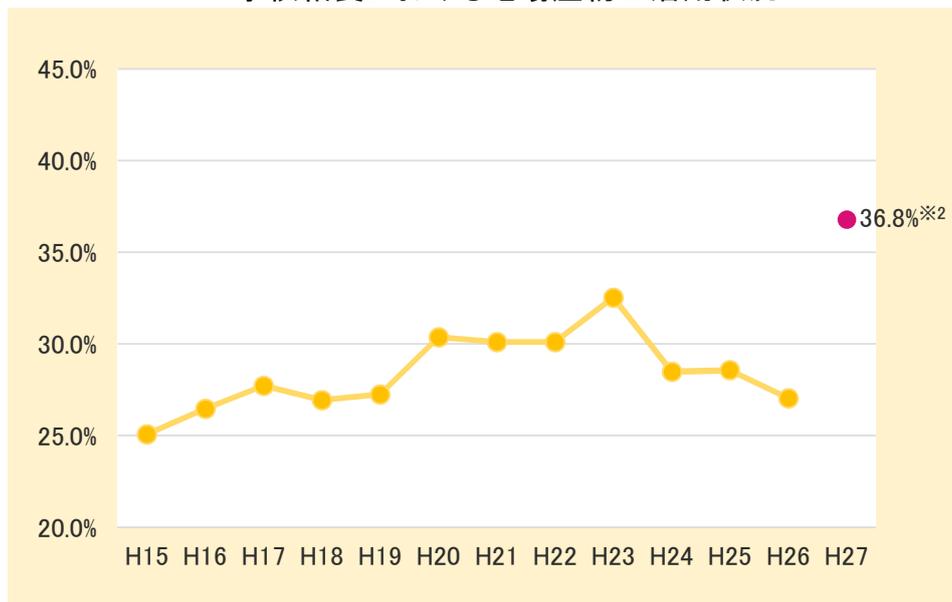
厚生労働省 平成24年国民健康・栄養調査

(7) 学校給食における取組

学校給食における地場産物活用率^{※1}は36.8%で、国の目標である30%は超えています。日本有数の農業県としては低い状況です。

また、7割以上の学校が地域生産者や郷土料理を得意とする方々と交流しています。

学校給食における地場産物の活用状況

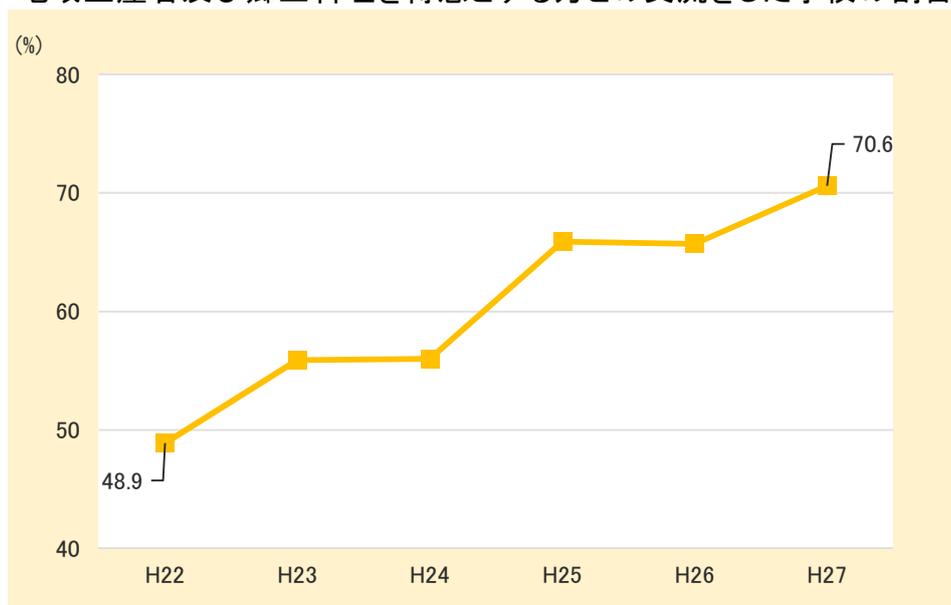


栃木県教育委員会 栃木県の学校給食

※1 地場産物活用率＝学校給食に使用した食品のうち、地場産食材数の割合

※2 H27年度からは、国の算定基準に合わせて算定することとし、集計方法を変更した。

地域生産者及び郷土料理を得意とする方との交流をした学校の割合



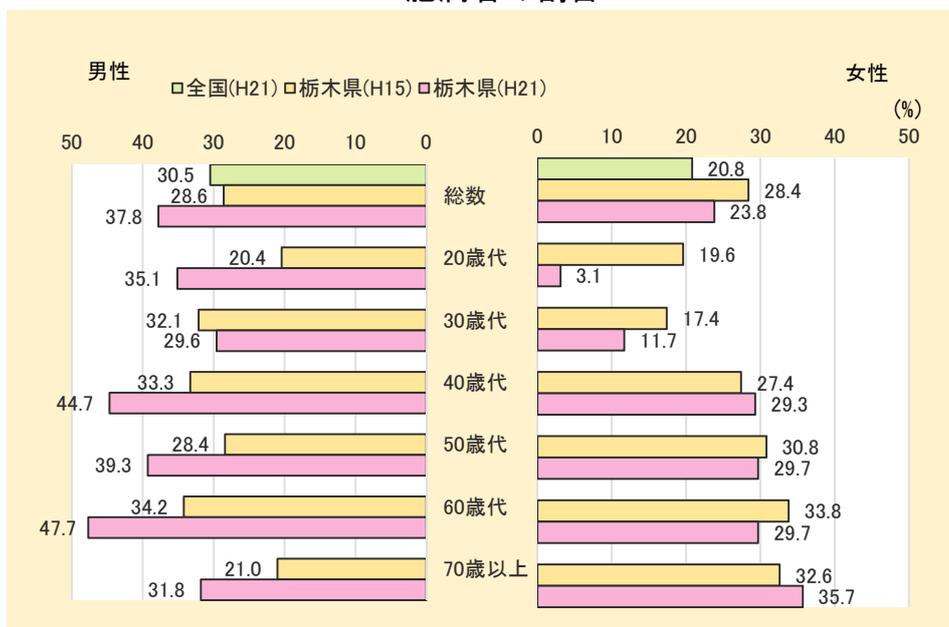
栃木県教育委員会 栃木県の学校給食

3 県民の健康状態

(1) 肥満者の状況(BMI 25.0 以上)

男性では30歳代を除くすべての年代で3割以上が肥満者であり、全国と比較すると男女とも依然として肥満者の割合が高い傾向にあります。

肥満者の割合

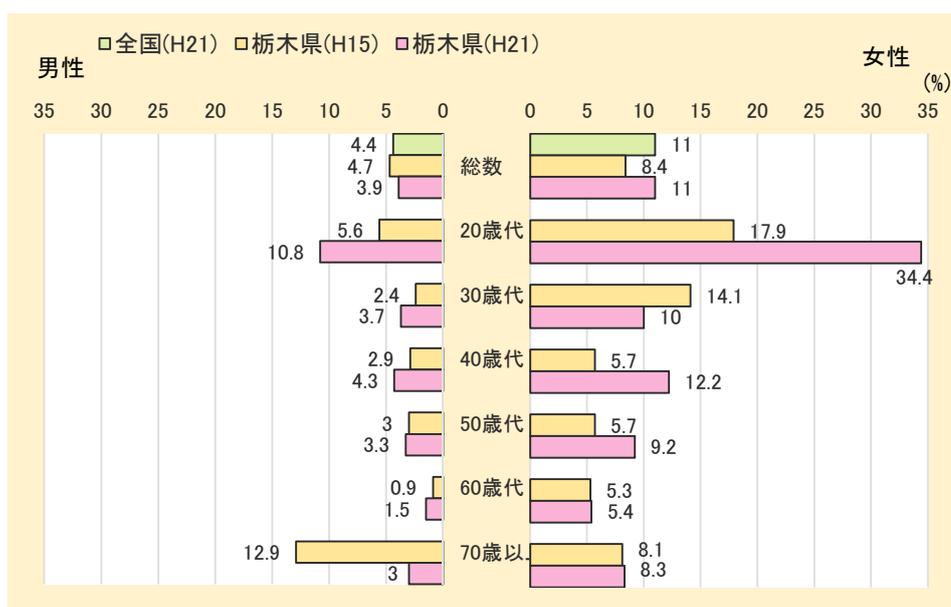


平成21年度県民健康・栄養調査

(2) 低体重(やせ)の状況(BMI 18.5 未満)

低体重(やせ)の割合は、20歳代女性では3割を超え、前回の調査と比較すると大幅に増加しています。

低体重(やせ)の割合

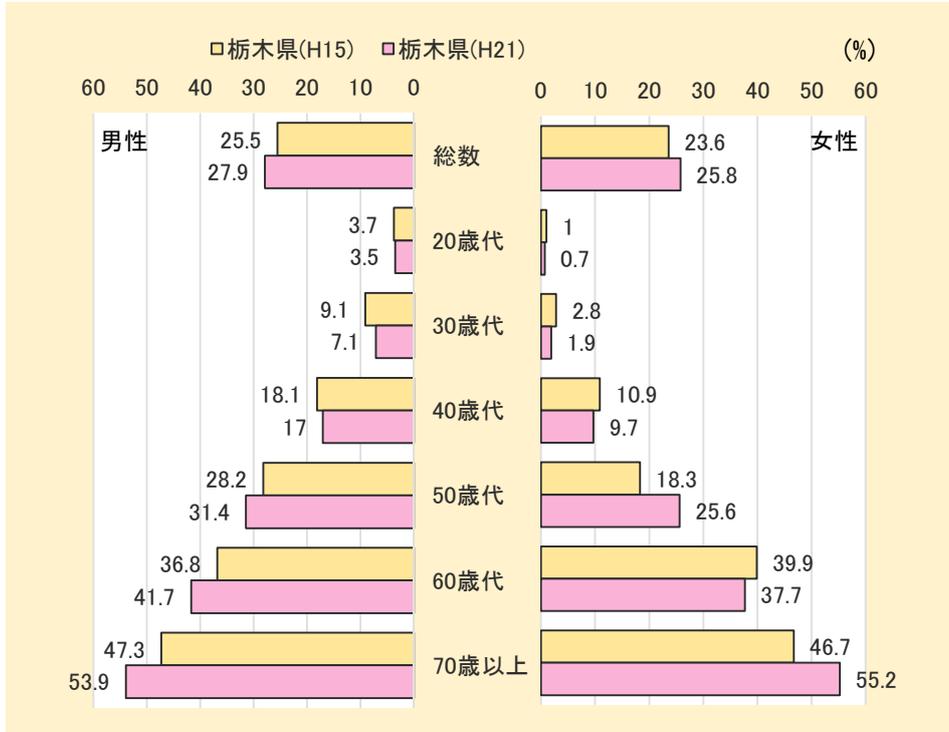


平成21年度県民健康・栄養調査

(3) 高血圧既往者、糖尿病既往者の状況

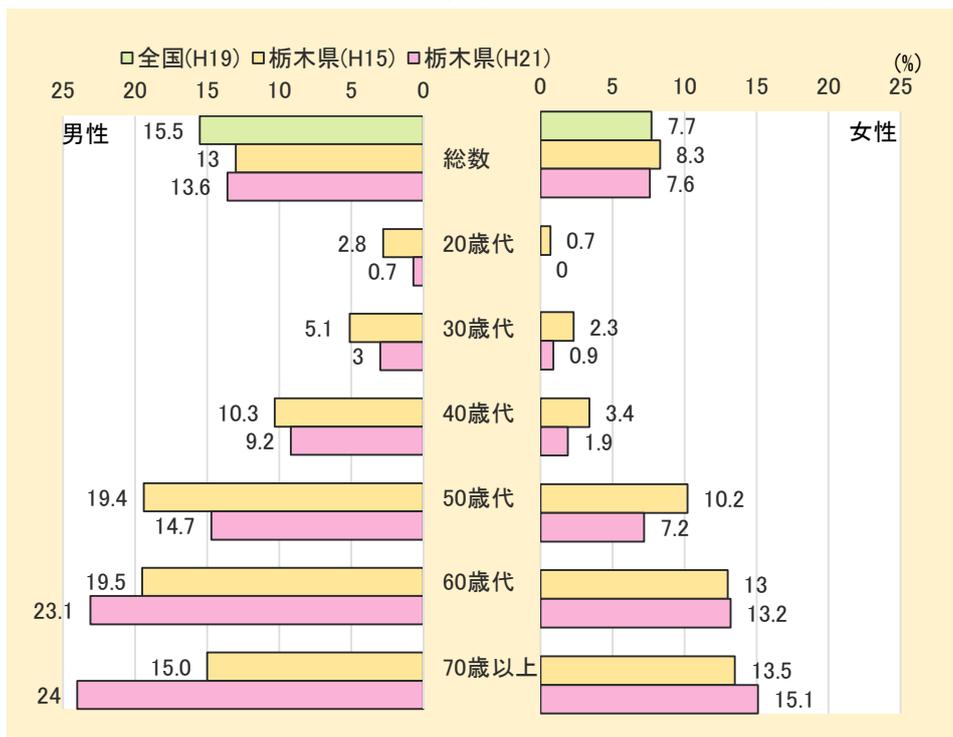
高血圧既往者の割合は、男女とも前回調査時と比較すると増加傾向にあります。糖尿病既往者は、60歳以上の男性の約4人に1人の割合となっています。

医師から高血圧と言われたことがある者の割合



平成 21 年度県民健康・栄養調査

医師から糖尿病と言われたことがある者の割合



平成 21 年度県民健康・栄養調査

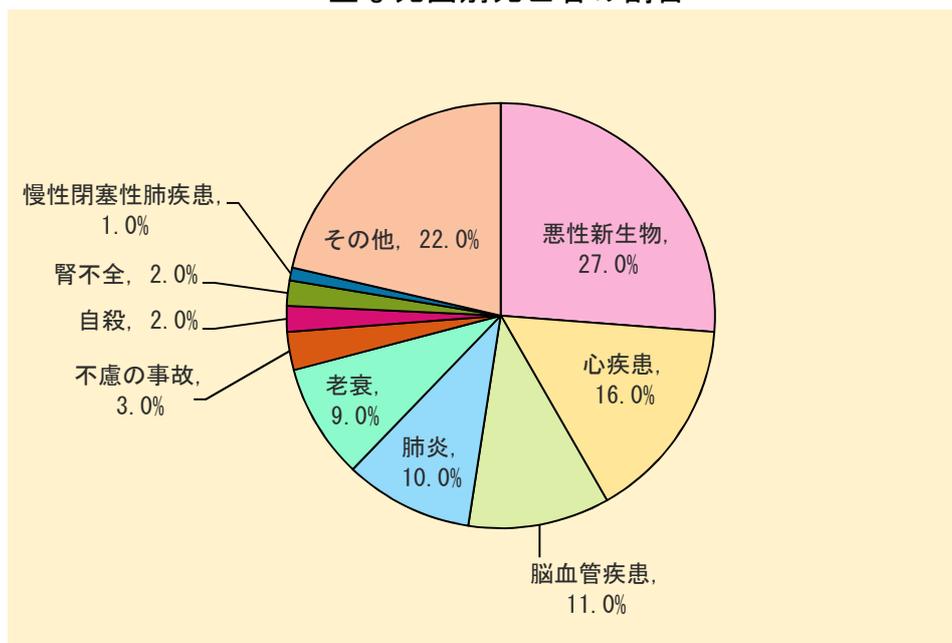
(4) 死因及び脳血管疾患死亡率の状況

本県における死因の上位は、悪性新生物（がん）、心疾患（心臓病）、脳血管疾患です。

いわゆる生活習慣病による死因が全体の約6割を占めています。

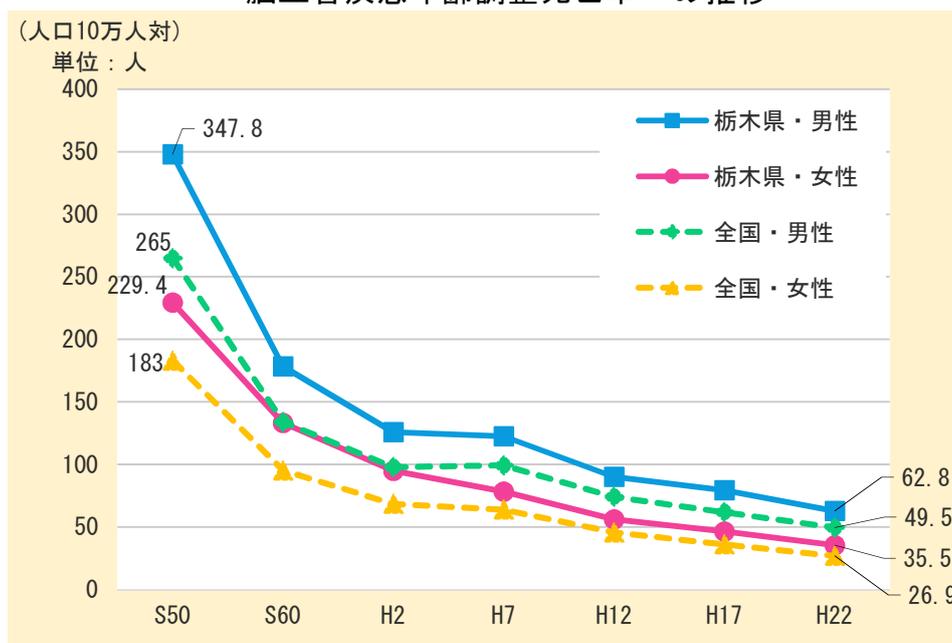
脳血管疾患年齢調整死亡率は、減少傾向にはありますが、男女とも全国平均より高くなっています。

主な死因別死亡者の割合



厚生労働省 平成26年人口動態統計

脳血管疾患年齢調整死亡率^{※1}の推移



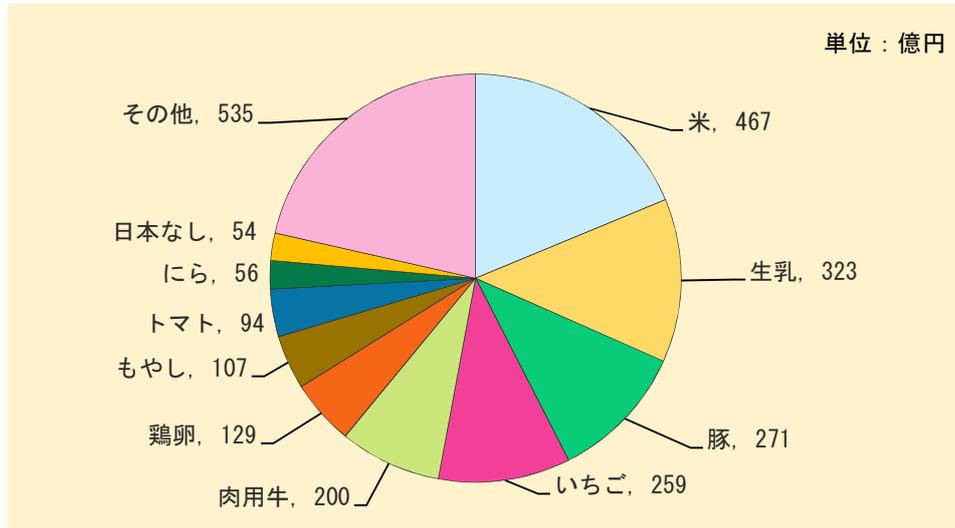
厚生労働省 人口動態統計

※1 年齢調整死亡率とは、一般に高齢者の死亡率は若年者と比べて高いことから、地域間・年代間を比較できるように、年齢構成を揃えて算出した値が「年齢調整死亡率」です。

4 農産物の生産状況

本県の農業産出額は、2,445億円（平成26年度）と全国第9位の日本有数の生産県であり、多種多様な農産物が生産されています。産出額別に主な生産物の内訳をみると、米を中心に、生乳や豚、肉用牛などの畜産物、いちごやにらなどの野菜がバランス良く生産され、豊かな食を支えています。

栃木県の品目別産出額



農林水産省 平成26年度生産農業所得統計

生産量が全国上位を占める農産物

- ・ 全国1位

いちご



二条大麦

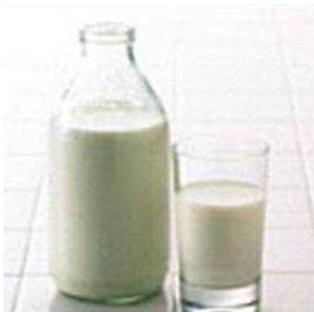


かんぴょう



- ・ 全国2位

生乳



にら



こんにゃくいも



5 栃木県食育推進計画(第2期)指標の達成状況

指標	基準値 (基準年)	目標値 (H27年度)	実績値 (H27年度)	達成度
地域生産者・食文化に関わる方々と交流をした学校の割合	48.9% (H22)	74.7%	70.6%	94%
夕食を家族と一緒に食べている保育所・幼稚園児の割合	93.4% (H22)	100%	93.4%	93%
「食事バランスガイド」等を参考にメニューを考えたり、選んだりする県民の割合	35.3 (H22)	60.0%	77.0%	128%
食品安全講習会等の受講者数(累計)	10,729人 (H21)	17,000人	集計中	-
食育を意識し、実践する県民の割合	45.4% (H22)	70.0%	49.2%	70%
食育推進計画を策定している市町村の割合	57.6% (H21)	100%	100%	100%

6 食育をめぐる課題

- (1) 少子化・核家族化や単身世帯の増加など世帯構造の変化や、女性の社会進出や共働き世帯の増加などライフスタイルが多様化し、食の外部化や簡便化が進展するなど、食を取り巻く環境が大きく変化しています。
 このような状況の中、食を大切に思う心や健全な食生活の実践が重要になってきており、子どもの頃からの食に関する体験や共食の機会の提供を進め、食に関する正しい知識や実践力を身につけることが重要です。
 また、家庭、学校はもとより、地域、職場や関係機関・団体などが連携・協力を図り県民一人一人が食育の意義や必要性を理解し、県民運動として展開することが重要です。
- (2) 健康で長生きするため、不規則な食生活や塩分の過剰摂取・野菜不足などによる肥満・やせ、低栄養等の改善及び生活習慣病の予防を進め、ライフステージにあった栄養バランスのよい食生活を推進する必要があります。
- (3) 食品の安全性や栄養に関する様々な情報について、消費者が十分に理解し自らが食品を選択する力を身につけることが必要です。
 そのため、食品の提供者については、安全な食品の確保と情報の提供を、消費する県民においては、食品の安全性や特性など、食品に関する知識と理解を深めることが重要です。

Ⅲ 基本目標

1 豊かな食に感謝し親しむ機会を増やします

- 食を正しく理解し、自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていることや食生活が多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、食を大切にする心や「命」を大切にする心を育みます。

2 健全な食生活による心身の健康を培う環境づくりを進めます

- 栄養バランスの良い食生活や子どもの頃から朝食を必ず食べるなど、規則正しい食事の習慣を実践するための環境づくりを進めます。

3 食の安全・安心等について関係者相互の信頼を築く取組を進めます

- 食品の安全性に関する情報を提供するとともに、生産者や食品事業者などと消費者との顔の見える関係を築くなど、食の安全・安心に対する理解を促進します。

IV 施策の展開と指標

本県の食の現状と課題を踏まえ、3つの基本目標に沿って、次の事項に取り組みます。

1 豊かな食に感謝し親しむ機会を増やします

- (1) 食育推進運動の展開
- (2) 学校における家庭・地域と連携した食育の充実
- (3) 農業体験等食に関する体験活動の促進
- (4) 多様な暮らしに対応した共食を楽しむ機会の拡大
- (5) 優れた食文化の継承・発展
- (6) 地産地消の促進

指 標	基準値 (H27)	目標値 (H32)
食への感謝の気持ちを持つ県民の割合	75.4%	90.0%
学校給食における地場産物活用割合	36.8%	50.0%
農業体験を複数回したことがある県民の割合	58.3%	75.0%

2 健全な食生活による心身の健康を培う環境づくりを進めます

- (1) 食環境の整備
- (2) 規則正しい食事の推進
- (3) 栄養バランスのとれた食生活の推進

指 標	基準値 (H25)	目標値 (H34) [※]
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	56.9%	80%以上

※とちぎ健康21プラン(2期計画)に合わせ平成34年度

3 食の安全・安心等について関係者相互の信頼を築く取組を進めます

- (1) 食に関わる事業者による取組の情報の提供促進
- (2) 消費段階の取組の促進
- (3) 事業者と消費者の相互理解の推進

指 標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
食の安全・安心に関する意見交換会の参加者数	13,595人	14,900人

1 豊かな食に感謝し親しむ機会を増やします

(1) 食育推進運動の展開

【めざす方向】

県民一人一人が健全な食生活を実践し、身近な食育の取組ができるよう、県民が主役の食育推進運動を展開するとともに、食育の実践をより一層推進します。

【現状と課題】

- ◇ 平成27年度のとちぎネットアンケートの結果によると、食育を意識し、実践する県民の割合は、49.2%と、目標の70%を達成していない状況です。
- ◇ 市町をはじめ多くの関係機関・団体等が連携・協力し、普及啓発を行うことにより、食育に対する意識が高まるなど、一定の成果を得ることができました。
一方で、食卓から生産現場が見えにくくなったことにより、食を大切にする気持ちや作る人への感謝の気持ちを育むための取組が必要です。
- ◇ 生涯を通して食育を実践することが重要であり、ライフステージや生活シーンに応じた食育の取組が求められています。
- ◇ 一人一人が食育の意義や必要性を理解し、自らの意思で食育に取り組んでいくことが重要です。県民が協働し県民が主役の食育推進運動を展開していくことが求められています。

【施策の展開】

① 食育の推進体制の支援

教育、保健・栄養、農林業、消費者、食品産業等の関係団体やNPO、ボランティア、行政などが連携・協力し、県民と協働しながらライフステージに応じた食育推進運動を展開するための体制を支援します。

- 栃木県食育推進本部・庁内連絡会議の運営、栃木県食育推進計画の進捗状況の管理
- とちぎ食育推進連絡会の運営
- 市町村食育推進計画の更新支援

② とちぎの食育推進運動の展開

本県の多彩な「食」と「農」を生きた教材として活用し、市町、関係機関・団体と連携して食育推進運動を全県的に展開します。

- 「食育の日」（毎月19日）、「とちぎ食育推進月間」（毎年10月）を中心とした普及啓発活動
- 食育推進啓発絵画ポスターコンクールの実施
- マスコットキャラクターやシンボルマーク、標語等の活用
- 食育に対する県民の意識や食生活の実態等に関する調査の実施
- パンフレット、メディア、HP等による啓発の実施
- 食に感謝する気持ちを表す「いただきます」を言う運動の促進



とちぎ食育推進キャラクター

【とちぎ食育推進大会】

とちぎ食育推進大会は、食育に関する多くの関係機関・団体、ボランティア等の連携・協力により、一体的な食育推進活動を展開するため、「食と農ふれあいフェア」と同日開催で、食育関連コンクール表彰式や協力企業・団体等による食に関するクイズや調理、栄養指導などの体験・学習、食育関連コンクール受賞作品の展示等を行っています。



とちぎ食育推進大会
「とちぎ地産地消夢大賞」受賞者



とちぎ“食と農”ふれあいフェア食育ゲーム
「釣った魚で栄養指導」を楽しむ子どもたち

【とちぎの食育シンボルマークと標語】

県民の皆さんに食育について考え、意識を高めていただくために、平成 20 年度に食育シンボルマークと標語の募集を行いました。食育シンボルマークは 427 点、食育標語は 1,019 点の応募の中から決定されたものです。

(シンボルマーク)

水と緑の豊かな栃木から、色鮮やかな野菜や果物が生み出されている様子を、食育は栃木からという思いを込めてデザインされたシンボルマークです。

(標語)

「いただきます 全ての命に ありがとう」



みんなで一緒にいただきます(生産者との交流を通じた農業・食事づくり体験)

(2) 学校における家庭・地域と連携した食育の充実

【めざす方向】

食育を各教科・特別活動等の指導と関連させ、学校の教育活動全体において実施するとともに、地域や企業、生産者等幅広い関係者との連携や交流を通して、食や農・地域産業に対する児童生徒の理解を深め、学習意欲を高めることができるよう、食育に関する指導体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- ◇ 平成 27 年度の地域生産者・食文化に関わる方々と交流をした学校の割合は、70.6%となっています。
- ◇ 児童生徒の食生活については、朝食摂取は改善傾向にあるものの、いまだ偏った栄養摂取、肥満傾向、無理なダイエットなどが見られます。
- ◇ 家庭での食事は、核家族化や食の外部化等の影響により地域の風土に合った伝統食や行事食に触れる機会の減少が懸念されています。
- ◇ 幅広い分野に渡る食育を児童生徒に指導するための内容の充実が課題となっています。
- ◇ 食育を生活に密着した日常的な取組とするため、専門的な知識を持ち、わかりやすく説明してくれるボランティアの役割は大きく、その活動が活発に行われるための環境づくりが必要です。

【施策の展開】

① 学校における食に関する指導体制の充実

食育に関わる教職員の資質の向上や保護者への啓発を図ります。

- 栄養教諭^{*}及び学校栄養職員に対する研修の実施
- 教職員や保護者などを対象とした子どもの食生活に関する研修の実施

② 指導内容及び学校給食の充実

児童生徒が学校教育において県産農産物を生きた教材として活用できるよう指導内容及び学校給食の充実を図ります。

- 農業体験や生産者との交流
- 学校給食献立への特色ある県産農産物の活用
- 国や県が作成した食生活学習教材の活用推進

③ 家庭・地域との連携促進

地域の農業や伝統食、行事食、食に関わる文化・歴史・マナー等を理解するため、学校給食主任^{*}、栄養教諭^{*}、学校栄養職員と家庭や地域の連携促進に努めます。

【用語の説明】

・ 栄養教諭

栄養に関する専門性を有する教員で、食に関する指導と学校給食の管理の両方を担う。

・ 学校給食主任

給食を実施している学校の教員の校務分掌(役割分担)のひとつ。学校給食指導計画の作成や給食に関する指導の中心となる。

- 「食育だより」や「ホームページ」等を通じた情報発信
- 地域の生産者や伝統料理等を得意とする方々との交流支援

④ ボランティアの活動支援

地域でボランティアの活動が活発に行われるための環境づくりや資質向上を図ります。

- 研修会の開催
- 食生活改善推進員*やとちぎ食育応援団*等ボランティア活動の支援・活用促進



とちぎ食育応援団による子どもたちへの食育活動
(野菜をおいしく食べる工夫についての講話)



農業体験
(さつまいも苗植え付け)

【栄養満点の牛乳・乳製品を毎日の食生活に取り入れましょう】

栃木県の生乳生産量は平成11年以降、本州第1位です。豊富で良質な水や那須地域などの冷涼な気候が酪農に適していることが背景にあります。

牛乳は三大栄養素（たんぱく質、炭水化物、脂質）、ミネラルやビタミン等がバランスよく含まれている完全食品です。

牛乳をそのまま飲むのはもちろんのこと、味噌や醤油などの調味料と牛乳を組み合わせ、栄養をバランスよく摂取する「乳和食」が注目されています。

また、チーズと野菜・フルーツを組み合わせることで必須アミノ酸やビタミンC、食物繊維がバランスよく摂取できます。



【用語の説明】

・ 食生活改善推進員

市町等において開催される「食生活改善推進員養成講座」を受講し、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行っているボランティアで、地域住民に対する生涯を通じた“食育推進”と“健康づくり”の担い手として活躍している。

・ とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導を通して食育推進に協力するボランティア。

個人・団体・企業の区分で登録し、活動分野は食生活改善、農林水産物の生産分野など6分野。平成18年12月より募集開始。

(3) 農業体験等食に関する体験活動の促進

【めざす方向】

食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費等に至るまでの、農業体験など様々な体験活動を促進します。

【現状と課題】

- ◇ 生産と消費の場が離れたことにより、農林産物が自然の恵みであることや毎日の食生活が多くの人々の活動に支えられていることが実感しにくくなり、食の大切さに対する意識が薄れています。
- ◇ ライフスタイルの多様化等により、消費者が料理の原材料となる農林産物や調理加工などに身近に触れる機会が減少しています。
- ◇ 食に関する感謝の気持ちや理解を深めるため、家庭や学校、地域などにおいて、食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動に取り組むことが必要です。

【施策の展開】

① 食に関する体験機会の拡大

- ・ 地域、農林業団体、市町や地域の農業者等と連携して、地域や保育所等^{*}において、食料の生産、加工、流通など、多様な体験活動を促進するとともに、消費者等が食と農について学ぶ場づくりを支援します。
 - 農とふれあう食育実践の場づくりの推進
 - 農業体験教室や料理教室・料理コンクールの開催促進
 - とちぎアグリプラザにおける食と農の理解促進に関する講座・研修の実施
- ・ 県民誰もが農作業等を通じて農が持つ多彩な効用を享受できる環境づくりを進めます。
 - ユニバーサル農業^{*}の促進

② 都市と農山村との交流促進

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を通して相互理解や連携を深めていくことは、農業・農村の役割や必要性を理解し農産物が自然の恵みであることを実感する契機となることから、都市との交流の活性化を図ります。

- グリーン・ツーリズム^{*}の推進
- 農業体験、農地保全活動への参加促進

【用語の説明】

・ 保育所等

当計画においては、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所を一括して「保育所等」とする。

・ ユニバーサル農業

栃木県におけるユニバーサル農業とは、農が持つ多彩な効用を享受し、豊かで潤いある生活を送ることができるよう、誰もが取り組み、親しむことができる農業のこと。

・ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動。

③ 食と農に関する情報の発信

旬の農産物や地域の特産品、農産物の栽培状況、農産加工などとちぎの食と農に関する様々な情報を、多様な手段を活用して広く提供するよう努めます。

- パンフレットやホームページ等の広報媒体、各種イベント等の活用
- 生産現場からの情報提供の促進
- 「食の街道」*を結び付けた「とちぎ食の回廊」*としての情報発信



生産者の説明を聞きながら農業体験をする親子



とちぎアグリプラザにおける食と農の理解促進に関する講座

【用語の説明】

・ 食の街道

その地域ならではの「食」を核として「見る、食べる、体験できる」など、地元の選りすぐりの資源を活かして取り組む地域づくりのこと。

・ とちぎ食の回廊

それぞれの「食の街道」を、四季折々に相互に連携させ本県イメージのブランド化を図り、全国に発信していく取組のこと。

(4) 多様な暮らしに対応した共食^{きょうしょく}を楽しむ機会の拡大

【めざす方向】

家族や友人と協力して食事を作り食べることは、食事のマナーの習得、食文化の継承、男女共同参画の促進や豊かな感性を育むため、様々な人と楽しく食事をする共食の機会を拡大します。

【現状と課題】

- ◇ 人間関係の基礎である家族関係の希薄化や食生活の乱れが、子どものストレスや問題行動等の要因のひとつに指摘されています。
- ◇ 食に関する習慣を形成する幼児期には、家族で食卓を囲み楽しく食事をする共食が重要です。
- ◇ 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化等に合わせ、地域や友人等多様なつながりの中で一緒に食事を作ることや食べることを通じて絆を深めるなど、豊かな人間性を育てていくことが求められます。

【施策の展開】

① 家族で食を楽しむ共食の環境づくりの推進

- ・ 家族と一緒に食事を作り食べる等楽しく食卓を囲む習慣を定着させるため、家庭、学校、企業、地域等に対して、啓発を図ります。
 - 毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」*の全県的な普及
 - 10月の第3日曜日は「家族で食育の日」の普及・啓発
- ・ 女性活躍や働きやすい環境整備に取り組む企業等の認定や、より優れた取組を実践する企業等の表彰を実施します。
 - 働きやすい環境整備に取り組む企業の認定
 - 子育てにやさしい事業所の表彰
- ・ 学校や保育所等教育機関において、一緒に作り、食べることの重要性を普及啓発し、その機会の充実を図ります。
 - 親学習プログラム、家庭教育資料の活用
 - 「男性のための料理教室」の開催
 - 農業体験や料理教室等の体験型学習の促進
 - 学校給食レシピ集の発行



毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

家庭の日ロゴ

【用語の説明】

・ 家庭の日

栃木県では、昭和41年から青少年健全育成のため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として設定し運動を展開。平成18年10月から県青少年健全育成条例に規定し、一層の普及啓発に努めている。

② 地域や所属するコミュニティにおいて共食を楽しむ機会の拡大

地域や所属するコミュニティ（職場を含む）の多様なつながりの中で共食を楽しむ機会を増やします。

- 農とふれあう食育実践の場づくりの推進
- 青少年教育施設、福祉施設、高齢者施設等における共食の促進
- 家族形態や各世代の特性やニーズに応じた共食の啓発

【食事のマナーは家庭の食卓から！】

「いただきます」「ごちそうさまでした」や、お箸の持ち方、食器の並べ方などの食事マナーの基本を、楽しくおしゃべりしながら子どもに伝えましょう。



お箸の持ち方



(5) 優れた食文化の継承・発展

【めざす方向】

栃木の豊かな食文化を発展させていくために、地域の気候風土と結びついた優れた食文化や食をもったいないと思う気持ちを受け継ぐとともに、時代にふさわしい新たな食づくりを進めます。

【現状と課題】

- ◇ 核家族化などライフスタイルの変化や食の外部化などの影響により、地域の気候風土や伝統行事等と深く結びついた特色ある食文化の継承が困難になってきています。
- ◇ 伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産^{*}に登録（平成 25 年 12 月）されたことを踏まえ、食育活動を通じて和食、郷土料理、伝統料理、食事の作法など食文化に関する県民の理解を深める必要があります。
- ◇ 東京オリンピック・パラリンピックや本県で開催される国民体育大会などのビッグイベントの開催を控え、来県者への豊かな食文化でのおもてなしが求められています。
- ◇ 日常生活において食料が豊富に存在する中で、食への感謝の気持ちが薄れ、食べ残しや食品の廃棄が大量に発生しており、食品を無駄にしない取組が求められています。

【施策の展開】

① 食文化の継承・発展

- ・ 地域の気候風土や伝統行事等と深く結びついた特色ある郷土料理や伝統料理、食文化を日々の食生活に取り入れます。
 - 各種イベントや料理教室等における郷土料理・伝統料理、和食の普及促進
 - 学校給食における郷土料理や伝統料理の献立の活用促進
 - 農村レストラン、農産物加工所等における地域の食材を活用した郷土料理などの提供促進
- ・ いちご、にら、かんぴょう、生乳など全国に誇れる地域の農産物を活かし、時代にふさわしい新しい料理・食文化の開発・普及や豊かな食生活への取組を進めます。
 - 県産農産物を活用した新しい料理・食文化の開発・普及の推進
 - 食生活改善推進員や「とちぎのヘルシーグルメ推進店」^{*}等の活用
 - 「子どもの料理コンクール」の実施

【用語の説明】

・ とちぎのヘルシーグルメ推進店

料理の栄養成分表示や健康に配慮したメニューを提供することにより、飲食店や弁当販売店等を利用する県民が自分に合った食事を選択できるよう、健康的な食生活を応援するお店。

・ ユネスコの無形文化遺産

「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。

② 環境に配慮した食生活の啓発

「もったいない」という食を大切にすることが深まる取組を進めるとともに、賞味期限や保存方法等の食品表示についての正しい知識を普及することで、家庭や外食等における食べ残しや食品の廃棄を減らします。

- 各種イベントや広報等による啓発
- 食の安全に関する講習会の実施
- 食品廃棄物の再生利用の促進

【郷土料理、伝統料理って何？】

郷土料理とは、地方ごとにある独特な料理のことで、地方の特産品を用いたものや、地理的・歴史的な条件により生まれたものなどがあります。本県の代表的な料理として、しもつかれやかんぴょう料理などがあります。

伝統料理とは、正月、ひな祭り、端午の節句などの年中行事や、結婚式、法事、宮参り等に供される料理などがあります。

初午に作る「しもつかれ」



佐野市(旧葛生町)正月料理「耳うどん」



かんぴょうの卵とじ汁



県北の正月に食べる「いも串」



とちぎの主な年間行事と行事食

月	行事名	主な料理	月	行事名	主な料理
1	正月	雑煮、耳うどん、いも串	7	七夕	五目めし
	小正月	小豆がゆ	8	釜のふた	小麦まんじゅう
2	初午	しもつかれ、赤飯	9	盆	だんご、ぼたもち、うどん
3	桃の節句	五目めし、草もち		十五夜	だんご、小麦まんじゅう
	彼岸	ぼたもち、お煮しめ	彼岸	おはぎ、お煮しめ	
4	田植え始めの日	赤飯、にしんの煮物	10	十三夜	だんご、お煮しめ
5	端午の節句	柏もち	12	冬至	かぼちゃの煮物
6	さなぶり	お煮しめ、小麦まんじゅう		大晦日	そば

(小冊子「ふるさとの味・とちぎの味」から抜粋。栃木県農政課発行)

(6) 地産地消の促進

【めざす方向】

消費者と生産者との顔が見える関係づくりを進め、消費者ニーズに対応した地産地消の取組を促進します。

【現状と課題】

- ◇ 消費者から食の生産や流通の実態が見えにくいものとなり、食に対する不安を招く一因となっています。
- ◇ 消費者と生産者との信頼関係を構築し、県民の豊かな食生活を実現するため地域の創意工夫や取組の拡大がより一層求められています。
- ◇ 県産農産物の県内での流通及び活用を促進するため、地域内の流通体制の整備や県産農産物の旬などに関する情報提供が求められています。

【施策の展開】

① 消費者と生産者の相互理解の促進

地域イベントや直売所等を活用し、消費者と生産者の相互理解を促進します。

- 農産物直売所等を核とした消費者と生産者の情報交換の促進
- 地域でのイベント、セミナーの開催
- 新聞、テレビ、ホームページなどの広報媒体の活用

② 県産農産物の利用及び提供の拡大

県産農産物が安定的に供給され利用できる体制づくりを促進します。

- 農産物直売所や農村レストランの機能充実
- 「とちぎ地産地消推進店」や量販店、施設給食、企業の社員食堂、飲食店、観光施設等における県産農産物の活用促進
- フードバレーとちぎ*の推進を通じた県産農産物活用の促進

③ 学校給食の県産農産物利用促進

学校給食において、県産農産物が安定的に供給され、利用できる体制づくりを促進します。

- 学校給食における地域の関係者の連携体制づくり
- 子どもたちと生産者との交流を通じた県産農産物の理解と利用拡大

④ 地産地消運動の展開

とちぎ地産地消県民運動実行委員会や市町、関係機関・団体と連携して「とちぎ地産地消運動」を全県的に展開します。



生産者と一緒に味わう地産地消の給食

【用語の説明】

・ フードバレーとちぎを目指す取組

県産農産物を活用しながら、第1次産業から第3次産業までが連携した新たな事業展開を推進することにより、農業や食品関連産業の振興を図る取組。

- 市町の地産地消推進方針に基づき展開される地域性豊かな取組の促進
- 毎月 18 日の「とちぎ地産地消の日」の定着と活動促進
- とちぎ地産地消県民運動実行委員会の活動推進

【けんちょう de 愛ふれあい直売所】

毎月 18 日の「とちぎ地産地消の日」を基本に栃木県・とちぎ地産地消県民運動実行委員会の共催で、県庁内で農産物直売所を開催しています。

地産地消の情報発信として、県庁で、消費者と生産者が出会い、ふれあい、さらには県産農産物やその加工食品を通じて郷土愛が育まれることを目的としています。



けんちょう de 愛ふれあい直売所

【とちぎの米粉】

日本人の食生活に欠かせないお米。

米粉とはその名の通りお米を粉末にした食材です。昔から、せんべい、だんご、和菓子などいろいろな食品に使われてきました。

最近では、小麦粉と同程度の微細な米粉を作る新しい技術が開発され、これまで使われなかった揚げ物やパン、洋菓子、めん類などにも用いられるようになりました。

微細な米粉は、お米の新しい需要につながり、食料自給率の向上に貢献するものとして、期待が高まっています。

- 米粉のここがスゴイ！
- ① パンとケーキがしっとり・もちもち お菓子作りが簡単に
- ② 油を吸収しにくいから、揚げ物がヘルシーに、サクサク食感が長続き
- ③ 優れたアミノ酸バランス
- ④ パンや麺がもちもち
- ⑤ シチューにとろみができる

2 健全な食生活による心身の健康を培う環境づくりを進めます

(1) 食環境の整備

【めざす方向】

消費者が食品の栄養に関する内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示の普及啓発や、健康づくりの基礎的な知識を習得するため、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、食環境の整備を推進します。

【現状と課題】

- ◇ 外食や中食、加工食品を利用する人が増加しています。
- ◇ 消費者は、食事メニューや食品のエネルギー、脂質、食塩相当量などの栄養成分表示を参考に、栄養バランスよく食べることが必要になっています。
- ◇ 飲食店、スーパーマーケット等の食品関連事業者は、より一層健康に配慮したメニューや栄養成分表示等、食に関する適切でわかりやすい情報、知識等を提供することが求められています。

【施策の展開】

① 栄養相談、指導体制の整備促進

妊産婦、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた栄養・食生活に関する適切な情報を得ることができる環境の整備に努めます。

- 県健康福祉センター等が実施する栄養相談、指導体制の充実
- 市町が実施する栄養相談、指導事業への支援
- 「妊産婦のための食生活指針」、「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の活用

② 地域の人材育成及び活用の推進

地域において食生活改善の相談や、生活習慣病予防の普及が活発に行われるよう、在宅栄養士の活用や栄養・食生活の相談・指導を行う人材・団体の育成を図ります。

- 管理栄養士、栄養士の資質向上
- 食生活改善推進員等のボランティアの育成、支援
- 栃木県栄養士会の管理栄養士・栄養士の人材バンク事業の支援

③ 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の登録拡大及び活用

消費者との接点が多い飲食店や弁当・総菜販売店等において、適正な栄養管理ができる環境の整備に努めます。

- 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の登録拡大に向けた支援の充実
- 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」による栄養成分表示などの健康情報の提供



- 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」による栄養バランスのとれたメニュー、野菜たっぷりメニューの開発
- 食生活改善推進員等による「とちぎのヘルシーグルメ推進店」に関する情報の提供
- 「とちぎのヘルシーグルメ推進店」に対する研修の実施

④ 給食施設における食環境整備

給食施設において、適正な栄養管理ができる環境の整備に努めます。

- 職場の食堂等における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供の支援
- 給食施設の相互の情報交換、給食研修会の開催支援、給食施設従事者に対する研修の実施
- 保育所等の給食施設における食物アレルギーを有する子どもに対応するための支援、食生活に関する相談体制の整備

⑤ 栄養に関する適切な情報の提供

県民が食品を正しく選択するための情報を、研修会や各種メディアなどの多様な手段を活用して広く提供します。

- 食品や飲食店メニューの栄養成分表示の見方、虚偽・誇大な広告の見分け方についての研修会の実施
- ホームページ、広報紙、テレビ等の活用などによる情報提供
- 食品の栄養成分表示の適正化に関する食品関連事業者等への指導
- 食品販売業者に対する適正な広告等を行うための指導
- 学校給食レシピ集の活用による栄養バランスに優れた学校給食のよさの普及

【バランスのよい食事】

「主食・主菜・副菜」と3つの器を揃えた組み合わせで考えてみましょう。「主食・主菜・副菜」は食事づくりや食べる場面で役に立ちます。

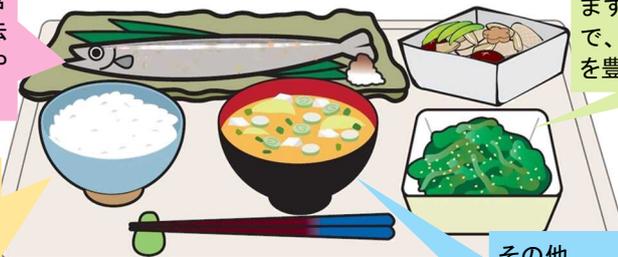
健康の保持・増進のために、1日に必要とされる栄養素の量は、エネルギーとともに34項目が示されています。一方、1つの食品には多種類の栄養素が含まれていて、それぞれの食品に含まれる栄養素の種類は食品によって異なります。主食・主菜・副菜を基本とすることで、多様な食品から必要な栄養素をバランスよくとることができます。

主菜

魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。食材や量、調理方法によって、一食のエネルギーや栄養素量に大きく影響します。

主食

ごはん、パン、麺類などで、炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。主食をなににするかによって、おかずが違って来るので、食事全体を決める中心の料理です。



副菜

野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。色や形もさまざまで、食事全体の味や彩りを豊かにします。

その他

食事全体にゆとりやうるおいを与えてくれる、汁物、飲物、牛乳・乳製品、果物などです。一日全体のバランスを考えてとります。

(2) 規則正しい食事の推進

【めざす方向】

すべての県民が健やかな生活を送れるよう、朝食をきちんと食べるなど規則正しい食事の習慣を築きます。

【現状と課題】

- ◇ 20～30歳代の若者層を中心に朝食を食べないなど、食生活が不規則な人が見られます。子どもの頃から朝食を食べる等規則正しい生活リズムを身に付けることが求められています。
- ◇ 毎日朝食を食べていない児童・生徒ほど、学力調査の結果や体力テストの結果が低い傾向にあると言われています。
- ◇ 県民一人一人が、毎日規則正しく食事をとれるように、必要な知識や判断力、実践力を培うことが重要です。

【施策の展開】

① 朝食を毎日食べる運動の推進

朝食の重要性や望ましい質と量などに関する情報を提供します。

- 学校や保育所等と連携した子どもとその家族を対象とした情報提供
- 地域、職場における健康相談・研修会の充実

② 規則正しい食事の啓発活動の推進

学校や保育所等に通う子どもやその家族、教職員に各種情報媒体を活用した情報提供や学習機会の充実を図ります。

- 「保育所保育指針*」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領*」などの活用
- P T A指導者を対象とした研修の実施
- 食生活改善推進員などのボランティアによる「おやこの食育教室」の開催
- 県内各地の社会教育団体による「早寝・早起き・朝ごはん」事業を通じた普及啓発
- 親学習プログラム*、家庭教育資料*などの活用

【用語の説明】

・ 保育所保育指針

厚生労働大臣が定める告示として、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項として定められた指針。平成19年度に保育の内容の質を高める観点から全面改定された(平成 21 年 4 月 1 日から施行)。

・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省大臣が定める告示として、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 10 条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項として定められた要領



食生活改善推進員による「おやこの食育教室」の実施

【朝ごはんを食べよう！～1日の健やかなリズムは朝食から～】

人間の身体は、体内時計といわれる機能があり、太陽が昇っている間は身体を活動的にさせ、沈むと休息に入るよう指示しています。この人間本来の体内リズムに合わせた「生活リズム」を作ることは、身体にストレスを与えず、快適な生活を送るために大切なことです。朝食の欠食は、仕事や学習の能率面にも影響します。



□簡単朝食メニュー

○ごはん ○じゃがいも入りオムレツ ○サラダ ○白菜のゆず風味漬け ○ホットミルク

【健康長寿とちぎづくり推進運動の推進】

県では、県民のみなさまが県内のどの地域に住んでいても心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる「健康長寿日本一とちぎ」の実現を目指し、県を挙げて取り組むため「健康長寿とちぎづくり推進条例」を制定しました。

本県が全国的に見ても平均寿命が短いことを踏まえ、生活習慣の改善や社会環境の整備などを進め、健康寿命の延伸を目指すため、県、市町村、健康づくり関係者、事業者等で構成される県民会議を組織し、県民運動を展開します。

- 重点プロジェクトの取組項目
 - ・ 身体を動かそうプロジェクト
 - ・ 栃木県脳卒中啓発プロジェクト
 - ・ とちぎ健康づくりロードの普及
 - ・ 健康長寿とちぎづくり推進大会の開催

【用語の説明】

・ 親学習プログラム

子育てについて親同士が話し合い、交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プログラム(栃木県教育委員会作成)。

・ 家庭教育資料

「家庭教育手帳」(文部科学省作成)、「思春期の子どもを理解するために」(県教育委員会作成)。

(3) 栄養バランスのとれた食生活の推進

【めざす方向】

減塩をはじめとした栄養バランスのとれた食生活や適正体重について普及啓発し、生活習慣病予防のための食生活改善の取組を推進します。

【現状と課題】

- ◇ ライフスタイルの多様化や食の外部化等に伴って、脂肪のとり過ぎや野菜不足等の栄養の偏りなどが多くなっています。
- ◇ 本県の死因のうち約54%が、がん、心臓病、脳卒中の三大生活習慣病です。また、心臓病や脳卒中と関係の深い肥満や糖尿病、高血圧などが増加しています。
- ◇ 平成24年度の特定健康診査の結果、本県におけるメタボリックシンドローム該当者の割合は15.1%で全国の14.5%よりも0.6ポイント高く、同予備群の割合は、12.9%で全国の11.9%よりも1.0ポイント高くなっています。
- ◇ 肥満傾向の児童・生徒の出現率が全国平均よりも高い割合を示しています。一方、若い世代には痩身志向が見られるため、正しい食生活の理解の促進が求められています。
- ◇ 県民一人一人が、栄養バランスのよい食事をとるために、必要な知識や判断力、実践力を培う健康教育や個別の栄養相談等に係る体制整備及び指導内容の充実が求められています。



【施策の展開】

① 「健康な食事」*の普及

栄養バランスを基本とした食生活を維持できるよう、必要な知識を普及します。

- 「健康な食事」の普及
- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践についての普及啓発

② 減塩の普及啓発活動の推進

高血圧を予防するため、塩分の摂取目標量と食品に含まれる塩分量、塩分控えめでもおいしく食べられる料理、減塩の具体的な取組等について普及します。

- 各種情報媒体を活用した情報の提供
- 食生活改善推進員が実施する「まず1gの減塩運動」の支援

③ 「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進

ホームページや広報紙、テレビなどを活用して、「野菜1日350g」の摂取を目指します。

- 野菜がたっぷりとれる調理方法やレシピ紹介

【用語の説明】

・ 健康な食事

「健康な食事」とは、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が無理なく持続している状況を意味しています。

「健康な食事」の実現のためには、日本の食文化の良さや特長を生かし、多様な食べ物を組み合わせ、おいしく食べることでバランスのとれた食生活を送ることが大切です。

- 「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進

④ 生活習慣病の予防等に関する普及啓発

市町や食生活改善推進員等と連携し、生活習慣病の予防や改善の方法等について広く普及啓発します。

- 「生活習慣病その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」の普及
- 噛む回数を増やした食べ方、歯・口腔の健康などの指導

⑤ 子どもの頃からの生活習慣病の予防

学校や保育所等と連携して、子どもの発達段階に応じた指導を図ります。

- 食生活の重要性の普及とうす味習慣の定着化
- 食生活改善推進員が実施する子どもの頃からの生活習慣病予防活動の支援
- 養護教諭・栄養教諭等との連携による望ましい生活習慣の定着を目指した健康教育の推進



食生活改善推進員による栄養バランスを基本とした食生活の普及活動

【主食・主菜・副菜を組み合わせた食事奨励のためのシンボルマーク】

マークのデザインは、円を三分割してシンプルな線や面で、主食・主菜副菜の3つの料理を表現。黄色が「主食」、赤が「主菜」、緑が「副菜」で、主食・主菜・副菜の組合せを意味します。



【よく噛んで味わって食べよう！】

よく噛むことで、満腹中枢が血糖値の上昇を感知して、薄味や少量でも満足感が得られ、肥満予防につながります。

噛む、飲み込む機能を発達させることは、誤嚥（食物などが、なんらかの理由で、誤って喉頭と気管に入ってしまう状態）、誤飲（食物以外の物を誤って口から摂取すること）、窒息の予防にもなります。



【日本型食生活】

主食であるごはんを中心に、魚、肉等の主菜、野菜、海藻等の副菜、牛乳・乳製品、果物等の多様な副食等を組み合わせた栄養バランスに優れた食生活のことです。

3 食の安全・安心等について関係者相互の信頼を築く取組を進めます

(1) 食に関わる事業者による取組の情報の提供促進

【めざす方向】

生産者や食品事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等を公開して、消費者に正しく伝わる取組を促進します。

【現状と課題】

- ◇ 大規模な食中毒や異物混入事件など、食品の信頼性を失わせる事件が繰り返し発生し、食の安全性に対する関心が高まっています。
- ◇ 適正な農薬や化学肥料の使用及び栽培概要等について、積極的に情報公開を行うことが重要となっています。
- ◇ 食品事業者が実施する自主衛生管理のための取組であるHACCPに係る情報を消費者に提供する必要があります。

【施策の展開】

① 食品事業者による食品の安全性や信頼性確保情報の提供促進

- ・ 生産者や食品事業者の情報発信を支援します。
 - 農協の生産組織が行う生産に関する自主管理基準作成の推進
 - 農産物の生産に関する情報のホームページ等への掲載を促進
 - HACCP^{*}、GAP^{*}、トレーサビリティ^{*}などの情報発信支援
- ・ 食品の安全性向上に努める事業所及び食品の安全性に関する情報提供に積極的に取り組む事業者を登録します。
 - 「とちぎ食の安全・安心パートナー」の登録・取組の促進



【用語の説明】

- ・ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析重要管理点)
一般的にハサップといい、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法。
- ・ GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
GAPを取り入れることにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。
- ・ トレーサビリティ
「トレース」(足跡を追う)と「アビリティ」(できること)を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味する。食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかについての情報を蓄積し、消費者がそれらの情報をさかのぼって確認できる仕組み。

(2) 消費段階における取組の促進

【めざす方向】

消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう、普及・啓発します。

【現状と課題】

- ◇ 食品の表示について、従来の食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、健康増進法の食品表示の規格を統合した食品表示法が平成27年4月に施行されまた、アレルギーや栄養成分表示についても改正されています。
- ◇ 外食、調理済み食品などの利用の増大により、消費者には食を自ら判断し、食を選択する能力を身につけてもらうよう、食品の基礎的な知識を普及推進する必要があります。

【施策の展開】

① 食の安全に関する情報の提供

- ・ 安全性に関する情報や食中毒予防方法、食品表示の知識についてわかりやすい情報提供に努めます。
 - 食品表示相談窓口*及びくらしの安心サポーター*制度の活用
 - 啓発資料の作成・配布
 - 食生活改善推進員等地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供
 - ホームページ（とちぎ食の安全・安心インフォメーション）やSNS等各種媒体の活用
- ・ 食物アレルギーを有する子どもたちが自分自身の身体を知り、自分に適した食事を選ぶ能力を身に付けられるよう情報提供を行います。
 - 栄養教諭等による個別的な相談指導
 - 食育だより、学校給食献立等での情報提供

② 消費者を対象とした講習会、研修会等の実施

食品の安全性等に関する講習会を実施します。

- 消費者を対象とした講習会、研修会の実施（食中毒予防の知識や食品表示の見方、HACCP等）
- 県民や消費者団体等が開催する学習会への関係職員の派遣
- 「くらしの安心サポーター」への研修会等の実施

【用語の説明】

- ・ **食品表示相談窓口**
食品表示の適正化を図るため、広く県民及び食品関連事業者から食品表示に関する相談を受け付ける窓口。
- ・ **くらしの安心サポーター**
消費者被害の未然防止や被害の拡大防止を図るため、行政と消費者のパイプ役となり、消費生活情報の発信や消費者からの相談への対応、不適切な表示を行う事業者情報の提供などの活動を行うボランティアの方たち。

③ 子どもの頃からの食品の安全性等に関する学習推進

小・中学生自らが食品の安全性等に関する知識を習得できるよう、食品表示や食中毒予防方法、食品添加物の安全性など、発達段階に応じた食品の安全性に関する学習の機会を設けます。

- 子ども向け啓発教材の学校への周知と活用の推進
- 食と農業の安全性に関する理解促進講座の開催

とちぎ食の安全・安心インフォメーションHP



【正しい手洗い方法を身につけましょう】

食事の前に手についている細菌やウイルスを洗い流すことにより感染を予防します。石鹸を使い、指の間も丁寧に洗います。しっかり手を洗って元気に生活しましょう。

- 1 手をぬらして石けんをつける。
- 2 手のひらをしっかり洗う。
- 3 手の甲をのぼすように洗う。
- 4 指と指の間をきれいに洗う
- 5 指先、爪の間をていねいに洗う。
- 6 親指を手のひらでねじるように洗う。
- 7 手首まで洗ったら、よく流水ですすぐ。
- 8 きれいなタオルやハンカチでしっかりふく。

※ タオルがぬれたままだと細菌が増えやすいので乾いたものと交換しましょう。



(3) 事業者と消費者の相互理解の推進

【めざす方向】

食品の安全等に関する食品事業者の取組と消費者の安心につながる要因を相互に理解し合い、食の安全・安心への取組を促進します。

【現状と課題】

- ◇ 平成26年度に実施した県政世論調査によると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は、72.1%であり、依然として多い状況です。
- ◇ 食の安全に対する不安は、消費者から食品の生産や製造等の実態が見えにくい
ため、食品の「実際リスク」と、農薬や食品添加物使用に関する不安などの「人々
が感じるリスク」との間にギャップがあることが原因の一つと考えられます。
- ◇ 事業者と消費者の交流を促進し、生産や製造等の実態を消費者により正確に理
解してもらう必要があります。

【施策の展開】

① 食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

消費者、事業者、行政など、食に関する関係者相互の信頼を築くためのリスクコ
ミュニケーション*を推進します。

- とちぎ食品安全フォーラムの開催
- 食と農業に関する放射性物質の理解促進リスクコミュニケーションの開
催

② お互いを認識し高め合う関係づくりの推進

環境に配慮した農業をさらに広く推進していくために、生産者と消費者がお互い
に認め、高め合う関係づくりを進めます。

- エコ農業とちぎ*実践宣言・応援宣言の取組の促進



とちぎ食品安全フォーラムにおける食品安全の関係者によるパネルディスカッション

【用語の説明】

・ リスクコミュニケーション

リスク評価機関(科学者、専門家)、リスク管理機関(行政)、消費者、生産者、事業者、流通、小売
などの関係者がそれぞれの立場から食品リスクについて情報共有や意思疎通を図り、それぞれがリス
クについて理解を深め共に考えようというもの。

・ エコ農業とちぎ

エコ農業とちぎとは、化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の低減に配慮した農業に、「地球
温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」「安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組のこと。

エコ農業とちぎ実践宣言とは、農業者が自らの取り組みを宣言すること。エコ農業とちぎ応援宣言と
は、消費者がエコ農業とちぎを実践する農家を応援することを宣言すること。

V 重点プロジェクト

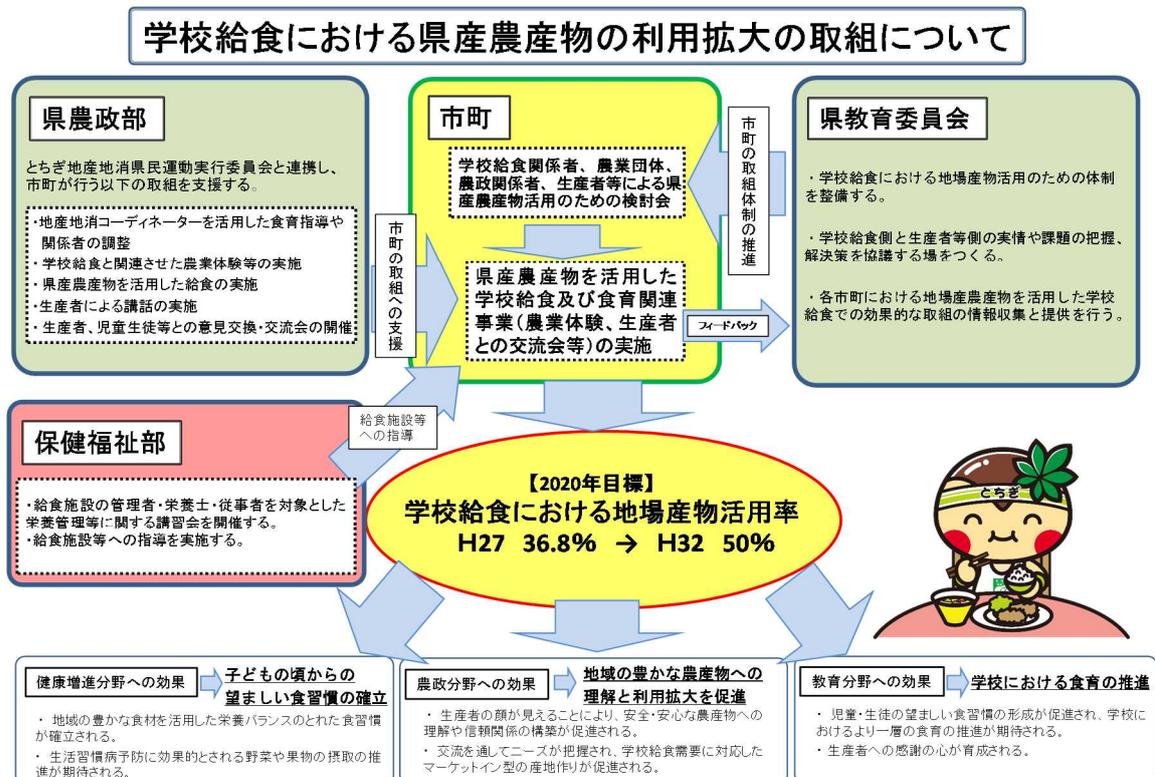
単身・高齢者世帯の増加など家族構成の変化や、女性の社会進出などのライフスタイルの多様化、食のグローバル化など、食を取り巻く環境が大きく変化する中において、食育を効果的に推進するために、今後5年間に重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として次のように定めます。

プロジェクト1 学校給食における県産農産物の利用拡大と農業体験を通じた食育の推進

食に関する感謝の念を育むとともに、子どものころから望ましい食習慣の形成や生活習慣病の予防などを図るため、市町、学校給食関係者、農業関係団体等と連携協力して、学校給食における県産農産物の利用拡大や農業体験の機会を増加させる取組を積極的に進めます。

【主な施策】

- 学校給食における地域関係者の連携体制づくり
- 子どもたちと生産者との交流を通じた地域農産物への理解と学校給食への利用促進
- 農業体験をはじめとした食に関する様々な体験や交流活動の促進



プロジェクト2

世帯構成の変化や生活の多様化に対応した食育を支援する食環境づくりの推進

外食や中食（スーパーマーケットなどで販売される総菜や弁当など外部で調理された食品）の利用が増加傾向にあるなか、野菜たっぷり、塩分ひかえめ、栄養バランスを基本とする「健康な食事」や、職場や地域など所属するコミュニティでの共食が実践できる食環境づくりを推進します。

【主な施策】

- 「健康な食事」が実践できる「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の設置及び活用促進
- 「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進
- 世帯構成の特性や各世代のニーズに対応して所属するコミュニティ等における共食機会の創出の普及促進

プロジェクト3

とちぎの魅力あふれる郷土料理と食文化の継承・創造・発信

本県の優れた郷土料理や伝統的な食文化を継承・発展させるため、本県の豊かな農産物を活用した郷土料理や行事食に対する関心と理解を深めるとともに、これまで先人が培ってきた食に関する知恵や経験を学び継承しつつ、時代に応じた一層魅力あふれる食文化を創造し、発信します。

【主な施策】

- 道の駅や農産物直売所での郷土料理コーナーの設置の促進
- 農村レストラン等における地域の農産物を活用した郷土料理等の提供促進
- 学校給食における特色ある農産物を活用した郷土料理メニューの提供促進



「けんちん汁」 栃木の冬の定番料理



「とちぎきり丼」 とちぎ和牛、なすひかり、にらの新どんぶりメニュー

VI 参考資料

1 ライフステージに応じた食育の推進

ライフステージと身につけたい内容			【家庭】		
【乳幼児期(0～5歳)】 ○体の生理機能が自立し、生活習慣の基礎が確立される時期 ○味覚や生活習慣の基礎づくり	【乳児】 ○食べる意欲を育む ○生活リズムを身につける ○離乳期から薄味の習慣を身につける 【幼児】 ○食べる楽しさを知る ○食事マナーを身につける ○おやつを食べる量、質、時間に気をつける	○家族・友人等と一緒に食べる楽しさや、人と気持ちよく食事をするためのマナーを教える	○家族や仲間と楽しく食卓を囲み、食を通じたコミュニケーションを心がける ○学校や地域の食育体験学習、行事等に家族で参加する ○我が家の味、料理を伝承する ○日常の食事に地域の特産物や郷土料理を取り入れる ○生活の中に行事を取り入れ、行事食に触れる機会をつくる		
【少年期(6～18歳)】 ○家庭、学校を中心とした生活で、生活習慣が定着する時期 ○心身の健やかな生活のための正しい生活習慣の形成	【小学生】 ○望ましい食習慣を身につける 【中学生・高校生】 ○「食」の自己管理能力を身につける	○食事づくりへの参加を促し、健全な食生活を実践するためのスキルを習得させる			
【青年期(19～29歳)】 ○就職や結婚、子育てなど、自立した食生活を育む時期 ○生涯の健康を見つめた健全な生活習慣の形成	【一人暮らしをする時期】 ○外食は、栄養バランスを考えて選択 ○食の情報を見分け、自分で調理ができる	【家庭を持つ時期】 ○家族の健康づくりを意識した食生活を始める	【妊娠・出産の時期】 ○母胎の健康・胎児の成長と子育て時期を見据えた食生活の実践	【子育て中の親】 ○子育てに必要な「食」の知識を得る ○子どもの発達過程に応じた食育を実践し、基礎的な知識を教える	
【壮年期(30～44歳)】 ○生活習慣を改善し発症を予防する時期 ○健康的な生活習慣の維持					
【壮年後期(45～64歳)】 ○高齢期に向け、自分の生活習慣を見直し、健康管理に努める時期 ○自分の健康状況や活動状況に合った食生活の確立			【子離れ後、定年退職後の世代】 ○若い世代へ食文化を伝承する場に積極的に参加する		
【高齢期(65歳以上)】 ○身体機能の低下の個人差が顕著になる時期 ○自分の健康状態に合った食生活の実践				○摂食、嚥下機能に配慮し、食べやすく、飲み込みやすい食事を作る	

生活シーンごとの取組内容

【学校・保育所等】	【地域】					
	食品関連事業者	保健・栄養関係者	NPO、ボランティア等	関係団体関係機関	行政	
<p>○友人と共食を楽しむ機会創出 ○家族や地域と連携した子どもたちの年齢に応じた食育体験の機会確保 ○給食への地域農産物の活用推進</p>	<p>○子どもへの食育を通じた家庭への普及啓発</p>	<p>○各世代に応じた体験学習の場の提供 ○各世代の食育に対応した製品、サービスの提供 ○出前講座や都市農村交流を通じた消費者への適切な情報提供 ○とちぎのヘルシーグルメ推進店等を活用した食育の推進</p>	<p>○発育、発達段階に応じた食べる力の育成</p>	<p>○食育実践の場の提供（子育て教室、料理教室など） ○食育に関する情報の提供 ○コミュニケーションの場の提供（子育て中の親のネットワークなど）</p>	<p>○生産、流通の過程を知るための食育体験学習機会の創出 ○食の安全・安心、栄養成分表示等の情報発信 ○食に関する正しい知識の普及 ○地域の食材や郷土食について、団体の活動やイベント、事業等の情報発信</p>	<p>○総合的・計画的な食育の推進 ○食育ネットワークによる関係団体等の活動の支援 ○食育推進計画の策定 ○食に関する情報提供</p>
<p>【職場】 ○社員食堂などにおけるヘルシーメニューの提供、栄養成分表示等の情報提供 ○県産農産物を活用したメニュー、郷土食・行事食の提供 ○特定健診・特定保健指導の実施による従業員の生活習慣病予防</p>	<p>○学校給食の活用 ○家庭や地域と連携した食育</p>	<p>○子どもの頃からの生活習慣病予防の指導</p>	<p>○妊娠・出産期を迎えた親に対する食に関する指導、情報提供 ○子育て支援の場の提供</p>	<p>○生活習慣病を予防する食生活の指導、情報提供</p>		
<p>【高齢者施設】 ○家庭・地域と連携を図り、栄養ケア・マネジメントの体制整備推進 ○県産農産物を活用したメニュー、郷土食・行事食の提供</p>				<p>○料理講習会、配食サービス等の充実</p>		

2 とちぎ食育推進連絡会設置要領

(名称)

第1条 この会は、とちぎ食育推進連絡会（以下「食育連絡会」という）という。

(目的)

第2条 栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」に基づき、食育に関する機関・団体等の連携・協力により、食育を総合的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 食育連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 次期栃木県食育推進計画策定のための意見聴取に関すること。
- (2) 「とちぎの食育元気プラン」に基づく食育推進に関すること。
- (3) 一体的な食育推進活動を行うため、関係者の相互理解と連携に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 食育連絡会の会員は、別表1に掲げる団体及び個人をもって構成する。

2 会員の活動は、自主的な活動を促すためボランティアとする。

(会長)

第5条 食育連絡会に会長を置き、会員の互選により、これを定める。会長の任期は2年とする。

2 会長は会務を総理し、食育連絡会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育連絡会は、必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 食育連絡会は、必要があると認めるときは、議事に関する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 食育連絡会の事務局は、栃木県保健福祉部健康増進課、同農政部農政課、同教育委員会事務局総務課が担当し、主たる事務は農政部農政課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、食育連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

この要領は、平成22年5月19日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年9月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成24年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年3月3日から一部改正し、施行する。

(別表 1)

	区 分	関係機関・団体等名		区 分	関係機関・団体等名
1	消費者	栃木県生活協同組合連合会	17	農業関係者	栃木県農業協同組合中央会
2	消費者	栃木県市町村消費者団体連絡協議会	18	教育関係者	栃木県保育協議会
3	福祉関係者	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	19	教育関係者	一般社団法人栃木県幼稚園連合会
4	林業関係者	栃木県特用林産協会	20	教育関係者	栃木県地域婦人連絡協議会
5	栄養学関係者	公益社団法人栃木県栄養士会	21	教育関係者	栃木県PTA連合会
6	食品衛生関係者	公益社団法人栃木県食品衛生協会	22	教育関係者	栃木県小学校長会
7	栄養学関係者	アイ・エフ・シー栄養専門学校	23	教育関係者	栃木県立矢板高等学校
8	保健栄養関係者	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会	24	教育関係者	栃木県学校栄養士会
9	商工関係者	一般社団法人栃木県食品産業協会	25	教育関係者	公益財団法人栃木県学校給食会
10	商工関係者	一般社団法人栃木県商工会議所連合会	26	行政	栃木県市長会
11	商工関係者	栃木県商工会連合会	27	行政	栃木県町村会
12	商工関係者	栃木県中小企業団体中央会	28	行政	関東農政局地域食品課
13	農業関係者	栃木県農業士会	29	学識経験者	下野新聞社編集局
14	農業関係者	栃木県農村女性会議	30	学識経験者	宇都宮大学
15	農業関係者	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	31	学識経験者	自治医大付属病院
16	農業関係者	公益財団法人栃木県農業振興公社	32	学識経験者	アサヒクッキングスクール

3 食育基本法(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民

が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政

上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その

他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効

な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

VERY GOOD LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL

「グッドローカルなとちぎが地方のモデルになっていこう。」
ローカルの良さが詰まったとちぎが、前向きな決意を込めて宣言します。

第3期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン 2020

保健福祉部
健康増進課
健康長寿推進班
TEL 028-623-3094
FAX 028-623-3920

農政部
農政課
食育・地産地消担当
TEL 028-623-2288
FAX 028-623-2340

教育委員会事務局
総務課
教育政策担当
TEL 028-623-3360
FAX 028-623-3356

URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/shokuseikatsu/shokuiku/>